

人と緑とまちがつながり
ともに育み未来をつくる
健康経営都市

第6期 岩見沢市総合計画 2018 ▶ 2027

第6期 岩見沢市総合計画

2018 ▶ 2027

人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市

岩見沢市

目次

第1部 序論

第1章 計画の概要	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	6
3 計画の構成・計画期間	7
4 計画の対象範囲	8
5 進行管理	8
第2章 計画策定の背景	9
1 時代の潮流	9
2 まちづくりの主要な課題	11
3 市民の意見	13

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本的視点と将来像	20
1 まちづくりの基本的視点	20
2 将来の都市像	21
3 将来人口	22
4 土地利用	23
第2章 施策の大綱	24
基本目標1 地域で支え合う 安全・安心なまち	26
基本目標2 みんなが健康で元気に暮らせるまち	27
基本目標3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち	28
基本目標4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち	29
基本目標5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち	30
基本目標6 市民とともに創る 持続可能で自立したまち	31

第3部 基本計画

計画の体系図	34
基本計画の構成と見方	36
基本目標1 地域で支え合う 安全・安心なまち	38
1-1 地域防災力の向上	38
1-2 総合的な雪対策の推進	40
1-3 消防・救急体制の充実	42
1-4 安全・安心な生活環境の確保	44
1-5 地域コミュニティの活性化	46
1-6 男女共同参画社会の実現	48
基本目標2 みんなが健康で元気に暮らせるまち	50
2-1 健康づくりの推進	50
2-2 高齢者福祉の充実	52
2-3 障がい者福祉の充実	54
2-4 地域福祉の推進	56

2-5	社会保障制度の適正な運営	58
2-6	地域医療体制の充実	60
基本目標3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち 62		
3-1	農林業の振興	62
3-2	商工業の振興と中心市街地の活性化	64
3-3	新産業の創出と企業立地の推進	66
3-4	雇用の拡大と就業環境の充実	68
3-5	地域資源を活かした観光の振興	70
3-6	移住・定住の促進	72
3-7	国際・地域間交流の推進	74
基本目標4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち 76		
4-1	子ども・子育て支援の充実	76
4-2	学校教育の充実	78
4-3	生涯学習の振興と社会教育の充実	80
4-4	芸術文化・スポーツの振興	82
基本目標5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち 84		
5-1	魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成	84
5-2	快適な道路環境の確保	86
5-3	公共交通の利便性の向上	88
5-4	上下水道の適正な運営	90
5-5	緑豊かなまちづくりの推進	92
5-6	環境の保全と循環型社会の形成	94
5-7	地域情報化の推進	96
基本目標6 市民とともに創る 持続可能で自立したまち 98		
6-1	開かれた市政の推進	98
6-2	持続可能な行財政基盤の確立	100

● 資料編

1	策定体制	104
2	主な策定経過	105
3	岩見沢市総合計画策定市民会議	106
4	市民ワークショップ	108
5	グループインタビュー	108
6	関係例規	109

第1部

序論

第6期 岩見沢市総合計画 2018 ▶ 2027

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

岩見沢市では、「岩見沢市総合開発計画基本構想（昭和44年3月策定）」以来、これまで五次にわたって総合計画を策定してきました。

現在の「新岩見沢市総合計画（平成20年度～29年度）」は、平成18年3月の岩見沢市、北村、栗沢町の市町村合併を契機として策定され、この間、「新市建設計画」を踏まえた新市の一体感の確立と継続的な発展を目指し、将来の都市像として掲げた「人・地域が輝く 緑と活力に満ちた文化都市」の実現に向けて、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきたところです。

合併から12年を経て、近年においては、急速に進行する人口減少と少子高齢化が社会的な課題となっており、地域経済の停滞に加えて、税収の減少や社会保障費の増大、地域コミュニティ機能の低下など、様々な形で地域の活力に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような厳しい時代の中にあっても、複雑かつ多様化する地域課題や市民のニーズに的確に対応していくためには、時代の潮流や将来を見据え、本市が目指すべき将来像やまちづくりの方向性を明確にし、必要な施策にスピード感をもって取り組む必要があります。

こうした経緯を踏まえ、新しいまちづくりと市政運営の基本方針として、「第6期岩見沢市総合計画（以下「本計画」といいます。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成27年4月1日に施行された「岩見沢市まちづくり基本条例」を策定根拠とする最初の総合計画であり、市政運営における最上位計画に位置付けられるとともに、条例の基本理念である「情報共有」「参加」「協働」のもと、市民主体による自主自立のまちづくりに向けた基本的な指針となるものです。

また、市民の満足度の高いまちづくりを実現するため、平成25年度に策定した「行政改革大綱」のもと、「行政を経営する」という考え方に立ち、限られた経営資源を必要な施策に重点的に振り向ける「選択と集中」の視点を持った計画とします。

さらに、社会経済情勢の激しい変化への適切で柔軟な対応に努めるとともに、本計画に掲げた施策の進捗を適切に評価・検証することにより、実効性を備えた計画としていきます。

3 計画の構成・計画期間

1 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想

長期的な視点に立ったまちづくりの指針として、本市が目指す「将来の都市像」を示すとともに、その実現に向けた「基本目標」と「施策の大綱」を定めます。

基本計画

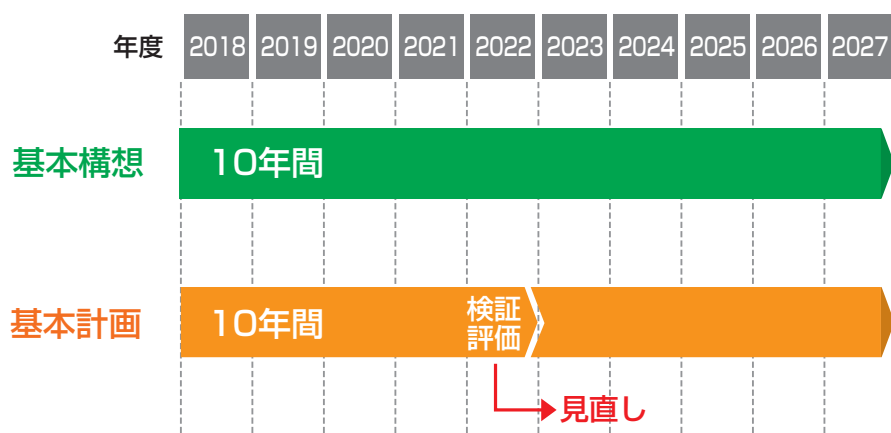
基本構想で定めた「将来の都市像」「基本目標」を実現するため、「施策の大綱」で示した「基本施策」を単位として、より具体的な「取組方針」を定めます。



2 計画期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度から 2027 年度までの 10 年間とします。

また、基本計画については、5 年目（2022 年度）に実施する検証・評価に基づき、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象範囲

本計画の対象区域は、原則として市域としますが、広域的な視点を必要とするものについては、市外の区域も対象とします。

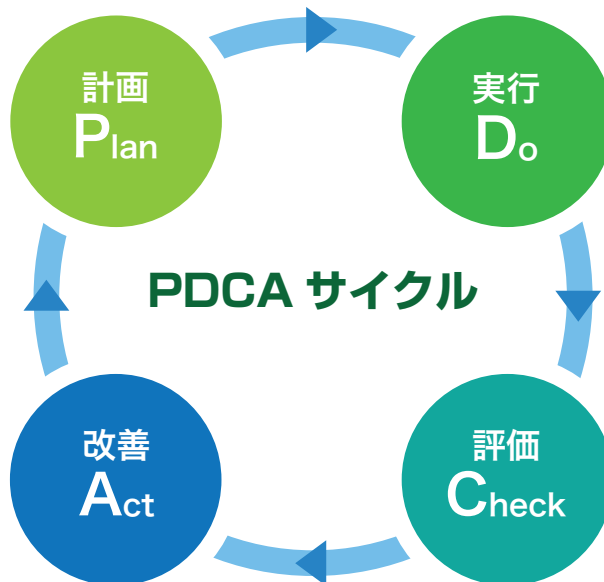
また、本計画の範囲としては、本市が主体となって推進する施策や事業のほか、国や道などの公共機関、民間事業者・団体や市民などによる取組みも含めるものとします。

5 進行管理

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を継続的に図っていくこと（P-D-C-Aサイクル）が重要です。

そのため、毎年度実施する行政評価を通じて、基本計画に掲げている施策・事業の進捗状況を的確に把握するとともに、本計画の全般にわたる検証・評価を5年毎に実施することにより、適切な進行管理に努めるものとします。

また、本計画が市民ニーズに沿った実効性のある計画として常に機能し続けるよう、評価結果や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて事業内容を機動的に見直しながら、推進を図っていくものとします。



第2章 計画策定の背景

1 時代の潮流

1 人口減少社会の到来と少子高齢化

日本の総人口は、平成27年の国勢調査において減少に転じており、少子高齢化の進行を背景とした本格的な人口減少時代へと突入しています。

人口減少と少子高齢化の進行は、生産年齢人口*の減少や消費の縮小に伴う地域の活力の低下を招くほか、年金をはじめとする社会保障制度の維持が困難となるなど、社会経済全般にわたる多大な影響をもたらすことが懸念されており、人口減少に歯止めをかけるとともに、時代の変化に対応した様々な施策を展開していく必要があります。

2 経済環境の変化

国内の経済環境は、緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢が一段と改善する中で人手不足感も高まってきています。

しかし、非正規雇用の増加による格差の拡大が指摘されているほか、消費税率の引上げや将来への不安に起因する個人消費の低迷など、必ずしも景気回復を実感できるまでには至っていないのが現状であり、国際競争の激化といった経済環境の変化も重なり、先行きの不透明な状況が続いています。

3 高度情報化社会の進展

インターネットや携帯端末などに代表される情報通信技術（ICT）*の飛躍的な発展により、誰もがいつでもどこにいても欲しい情報を容易に利用することが可能となり、人々の生活を一変させるとともに、産業分野など社会経済全般にわたって大きな変革をもたらしています。

行政分野においても、防災や教育、福祉、保健など様々な業務における市民サービスの向上や事務の効率化に寄与することが期待されており、個人情報保護や安全性の確保、情報格差*への対策などにも十分に配慮しながら、積極的な活用が進められています。

4 環境問題に対する意識の高まり

世界的な人口の増加や経済活動の拡大に伴う地球温暖化*や生態系の破壊など、地球規模での環境問題の深刻化を背景として、環境への関心が高まりを見せており、再生可能エネルギー*の利用や省エネルギーへの取り組みなどにも注目が集まっています。

環境問題の根底には、社会経済活動や生活様式の変化といった現代社会特有の要因があり、大量生産、大量消費、大量廃棄からの転換を進め、環境への負荷の少ない循環型社会を実現し

ていくため、地域、家庭、事業者及び行政がそれぞれの立場で行動していくことが求められています。

5 安全・安心に対する意識の高まり

近年、東日本大震災や熊本地震のような大規模地震や、台風、局地的豪雨などの大きな自然災害がたびたび発生し、全国各地に大きな被害をもたらしています。また、高齢者を狙った詐欺事件やインターネットによる犯罪、新たな感染症の発生など、日常生活におけるリスクは拡大かつ複雑化しており、防災や安全・安心に対する危機意識は従来にないほど高まっています。

誰もが地域で安心して暮らすことのできるよう、行政による「公助」はもとより、自ら守る「自助」とみんなで守る「共助」への意識や対応力を高めていくため、地域住民や関係機関などとも連携した取り組みが必要とされています。

6 価値観やライフスタイルの多様化

時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、経済的な「物の豊かさ」よりも、ゆとりや安らぎといった「こころの豊かさ」が求められるようになるとともに、集団行動や画一性・均一性を重視する従来の価値観に代わり、一人ひとりの自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

その一方で、個人を重視する価値観がもたらす弊害として、人と人とのつながりの希薄化なども指摘されており、少子高齢化の進行や核家族・単独世帯の増加もあいまって、地域コミュニティの維持や活性化が重要な地域課題となっています。

7 地方分権の進展と行財政改革の推進

国と地方は対等・協力の関係にあるという考えのもと、一連の地方分権改革*によって権限や財源の移譲等が進められており、住民に最も身近な行政主体である市町村が自主性と自立性を高め、多様化するニーズに的確に対応した特色ある地域づくりを進めるとともに、自立した行政運営を確立することが求められています。

加えて、自治体の財政状況が厳しさを増す中、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、行財政改革を積極的に推進し、健全な財政運営を堅持することが重要となっています。



用語解説

* **生産年齢人口**：生産活動の中心となる、15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口のこと。

* **情報通信技術 (ICT)**：Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットに関連する技術の総称。本市では、公共施設等を結ぶ自営光ファイバ網をはじめとする高度 ICT 基盤を整備し、ICT の利活用による先駆的な取り組みを展開している。

* **情報格差**：インターネットなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる様々な格差のこと。デジタルデバイド。

* **地球温暖化**：二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の増加が主な要因となり、地球全体として、地表や大気、海水の温度が上昇する現象のこと。

* **再生可能エネルギー**：太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス（化石燃料を除く生物由来の有機資源）など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

* **地方分権改革**：住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うとともに、自主性と自立性を発揮しながら行政運営をしていこうとする一連の取り組みのこと。

2 まちづくりの主要な課題

1 人口減少・少子高齢化への対応と地方創生

本市では、全国よりも先行して人口減少と少子高齢化が進行しており、総人口（国勢調査）は平成7年の97,042人をピークとして、平成27年には84,499人にまで減少しています。また、年齢3区分別の構成比では、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が32.6%に達し、全国平均（26.6%）を大きく上回っています。

特に、北村・栗沢地区では、人口が昭和55年との比較で半数近くにまで減少する一方で、高齢化率は40%前後に達しており、人口減少と高齢化の進行がより顕著となっています。

国においては、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月施行の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」「まち・ひと・しごと総合戦略」を閣議決定し、国・地方の総力を挙げての「地方創生」に向けた総合的な取り組みを進めています。

これを受けて、本市においても、平成28年1月に「岩見沢市人口ビジョン」「岩見沢市総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服による地方創生に向けた具体的施策を展開しています。

2 市民生活の安全・安心の確保

市民意識調査によると、「災害に強く、犯罪の少ない安全・安心なまち」は、理想とする将来のまちの姿の第1位（56.6%）となり、また、重要とする施策として「地域防災力の向上」「安全・安心な生活環境の確保」が上位に挙げられています。防災、防犯、消防、救急等の安全・安心の確保は、市民にとって最も基本的なニーズであることから、非常に関心の高いテーマとなっています。

また、道内有数の豪雪地帯である本市にとって、冬期間における市民の安全・安心で快適な暮らしの確保は最重要課題の一つであり、今後ますます高齢化が進む中、定住の促進を図る観点からも、継続的な取り組みが必要とされています。

3 健康で快適な地域社会の実現

食生活や運動不足に起因する生活習慣病*の増加や、高齢化の進展に伴う要介護者の増加が社会的課題となる中、生活習慣の改善や介護予防などを通じた健康寿命*の延伸への取り組みの重要性が強く認識されるようになっていきます。

健康の維持・増進への高い関心を反映して、市民意識調査においても、理想とする将来のまちの姿としては「いつまでも元気に暮らすことのできる健康のまち」が全体で2番目に高く（46.8%）、重要とする施策の上位には「医療体制の充実」「病気の予防と早期発見」が挙げられています。

健康な生活を維持・増進する上では、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、主体的な健康管理に取り組むことが不可欠であり、そのためにも、地域全体で市民の健康を支えていくことのできる環境をいち早く整備することが必要とされています。

健康経営都市宣言

岩見沢市は、平成28年6月に全国の自治体で初めてとなる「健康経営都市宣言」を行いました。本市が目指す「健康経営都市」とは、医療・介護といった公的サービス等による「まもる」基盤を確保しつつ、市民自ら健康づくりを進める「つくる」健康、さらには環境整備や啓発などを通じてこれらを「つなぐ」ことにより、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる、「人もまちも元気で健康」なまちづくりを地域一体となって進めていこうとするものです。

4 都市の魅力の創出・向上と発信

市民意識調査によると、本市の優位点として「緑が多い自然環境」「札幌などの周辺都市との交通アクセス」「自然災害の少なさ」が上位に挙げられています。

人口減少社会の中で、本市が今後とも持続的な発展を遂げるためには、このような本市が持つ優位性や地域資源を磨くと同時に新たな魅力を創出し、まちの内外に対し効果的に発信することにより、「住んでみたい・住み続けたい・選ばれるまち」という評価を高め、住民の定着や若い世代の流入、さらには交流人口*の増加を促し、地域の活性化の好循環へとつなげていくことが重要となります。

5 持続可能な地域経営の確立

本市の財政状況は、生産年齢人口*の減少に伴う税収の減少や高齢化の進展による扶助費*の増加等により、今後ますます厳しさを増してくることが予想されています。

また、高度経済成長期以降に相次いで整備された道路・橋梁、上下水道等の社会基盤や公共施設の老朽化が進行する中で、その改修・更新費用をすべて負担し続けることは困難であり、再編や長寿命化*等を通じた適正配置が大きな課題となっています。

こうした状況に対応するためにも、健全で持続可能な行財政基盤の構築に向け、財源の安定的な確保とともに、職員の意識改革や行財政改革への不断の取組みが一層求められています。



用語解説

- ***生活習慣病**：食事や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症や進行に深く関与している疾患の総称。がん、心疾患、脳血管疾患を合わせて三大生活習慣病という。
- ***健康寿命**：健康上の問題で日常生活が制限されることなく、心身ともに自立した生活を過ごすことのできる期間のこと。
- ***交流人口**：地域に住む居住者(定住人口)に対応する考え方で、観光客や短期滞在者などの地域外から訪れる人口のこと。
- ***生産年齢人口**：10ページ参照
- ***扶助費**：社会保障の一環として、生活困窮者や児童、高齢者、障がい者等に対して行う支援に要する経費のこと。
- ***長寿命化**：施設等の損傷が拡大する前に計画的な点検・修繕・改修を行うことにより、更新までの期間を延ばし、財政負担を軽減する取組みのこと。

3 市民の意見

1 市民意識調査

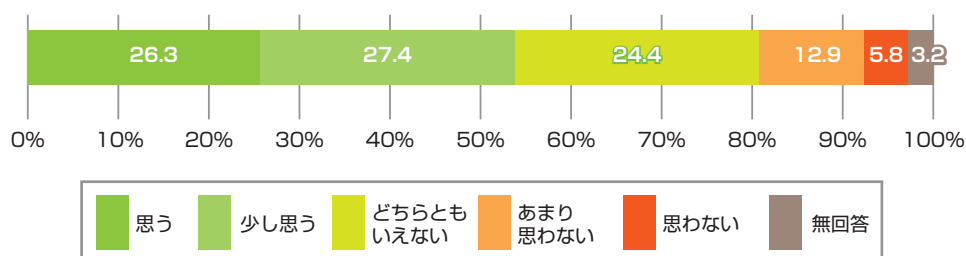
無作為抽出した18歳以上の市民1万人を対象として、本市の生活環境や市政に対する評価、理想とする将来のまちの姿などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

【実施時期・方法】平成28年11月（郵送による送付・回答）

【回収数】3,266件（回収率32.7%）

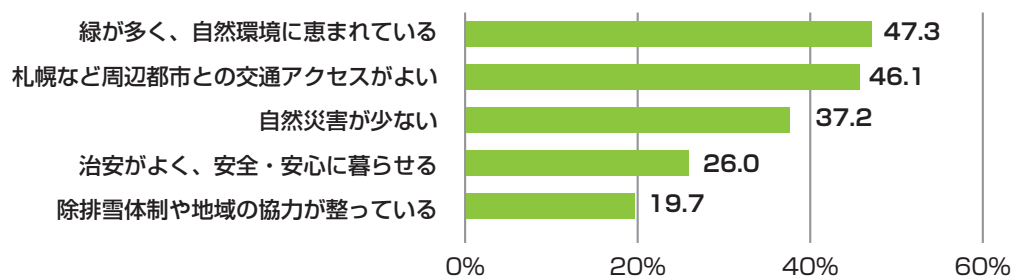
①暮らしやすさ

本市を暮らしやすいと回答した市民（「思う」と「少し思う」の合計）が全体の5割を超え、「思わない」「あまり思わない」の合計を大きく上回っています。



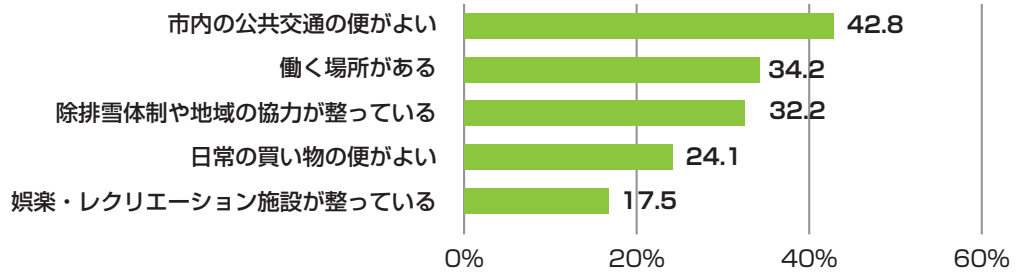
②岩見沢市で暮らしていて「優れている・便利である」点

「緑豊かな自然環境」「周辺都市との良好なアクセス」「自然災害が少ない」の順に高く評価されています。



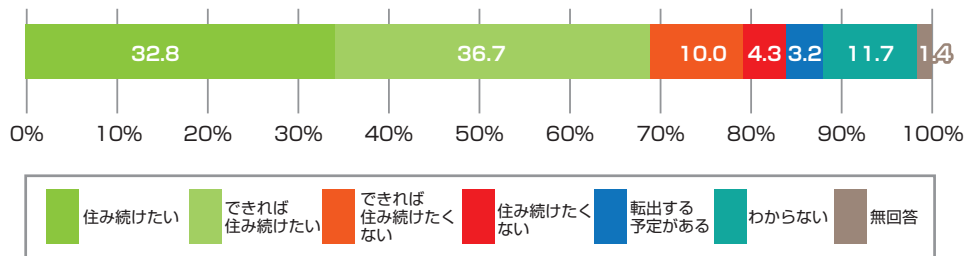
③岩見沢市で暮らしていて「見劣りする・不便である」点

「市内の公共交通の便」や「働く場所」に不便を感じている市民が多く、今後のまちづくりに向けての課題といえます。また、「除排雪体制」については、「優れている（5位）」「見劣りする（3位）」のどちらも上位に挙げられており、市民が高い関心を持っていることがわかります。



④定住意向

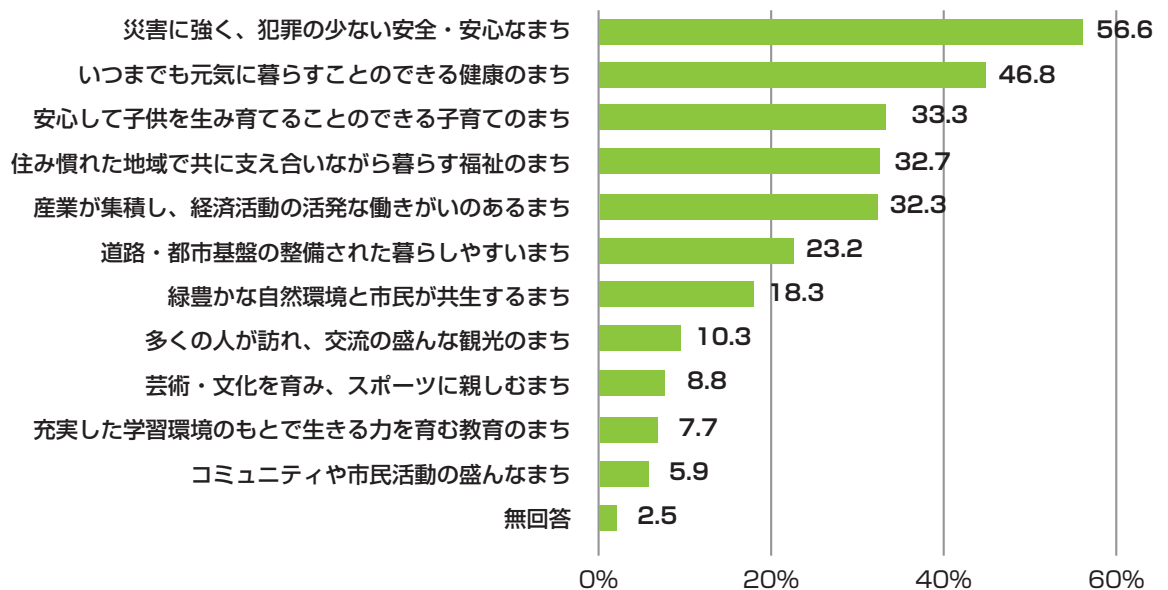
これからも本市に「住み続けたい」「できれば住み続けたい」という回答が、全体の約7割を占めています。



⑤理想とする将来のまちの姿（イメージ）

「安全・安心」「健康」という回答が特に高く、次いで、「子育て」「福祉」「経済活動の活発な働きがいのあるまち」がほぼ同数で並んでいます。

また、年齢が30歳代の回答者のうち67.9%、世帯内に中学生以内の子どもがいる回答者のうち66.5%が、それぞれ「子育てのまち」と回答しています。

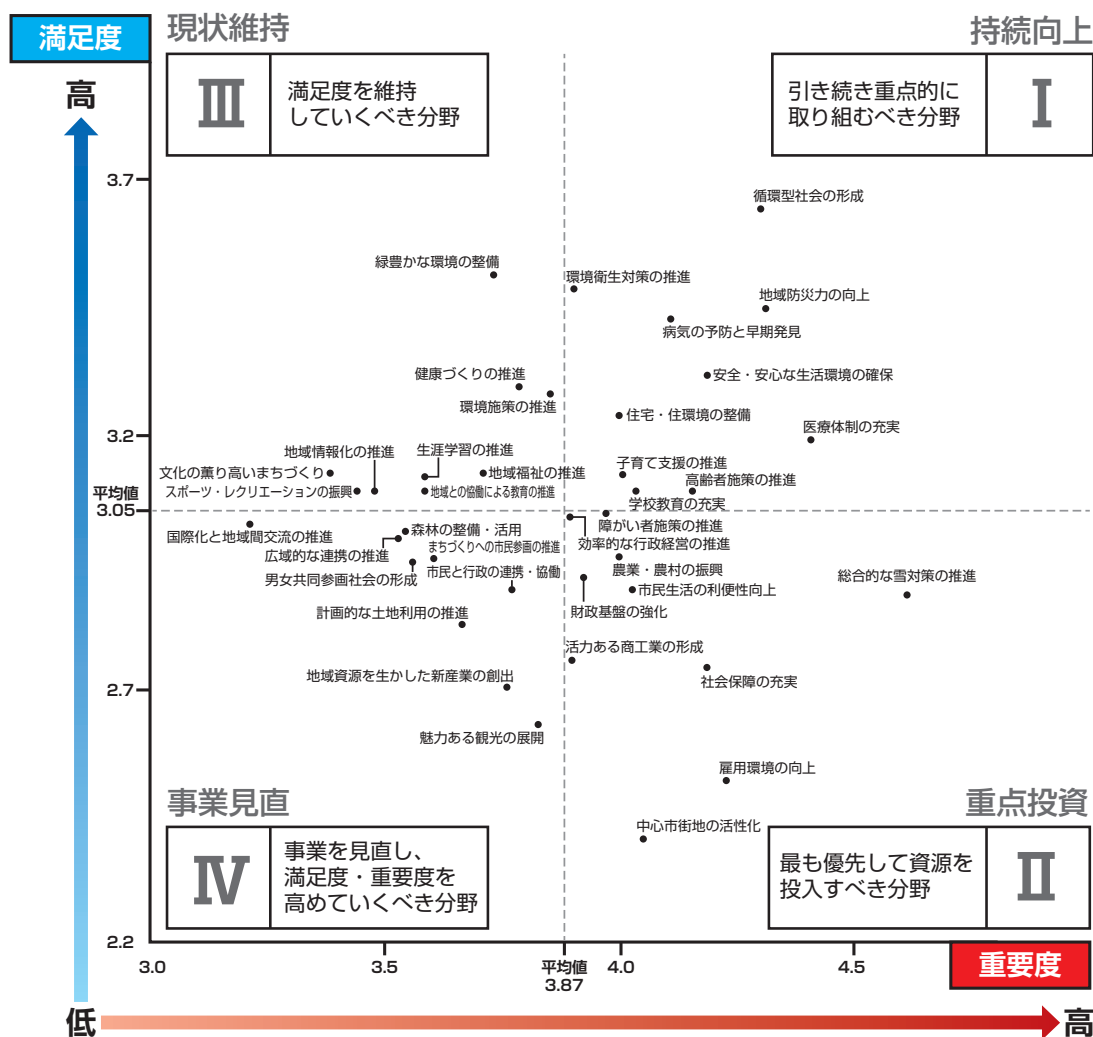


⑥ 施策毎の満足度・重要度

「新岩見沢市総合計画」で掲げた施策について、「満足度」と「重要度」を回答結果に基づき数値化し、相対的な位置付けをグラフ上に一覧化しました。

- 満足度…「循環型社会の形成」「緑豊かな環境の整備」「環境衛生対策の推進」の順に高く、「中心市街地の活性化」「雇用環境の向上」「魅力ある観光の展開」の順に低くなっています。
- 重要度…「総合的な雪対策の推進」「医療体制の充実」「地域防災力の向上」の順に高くなっています。

この中で、Ⅱの「重点投資」に該当する施策として、「総合的な雪対策の推進」「雇用環境の向上」「中心市街地の活性化」などが挙げられています。このグループは、相対的に満足度が低く、重要度が高いことから、最も優先して取り組むべき分野といえます。



2 市民ワークショップ

市民の視点に基づく岩見沢市の将来像やまちづくりについての自由な話し合いを通じて、本計画に反映させることを目的として、「市民ワークショップ」を開催しました。

参加者は全員公募とし、無作為抽出による呼びかけ（「市民意識調査」に同封）や市ホームページによる周知により、61人の応募者の中から抽選で24人が参加しました。

第1期「基本構想」につなげる全体像

回	開催日	テーマ
第1回	平成29年1月18日(水)	いわみざわの“強み”と“弱み”
第2回	2月1日(水)	“強み”を活かす。“弱み”を逆手に
第3回	2月15日(水)	まちづくりの“キーワード”と“キャッチフレーズ”

第2期「基本計画」につなげる分野別討議

回	開催日	テーマ
第4回	平成29年4月19日(水)	子どもが元気ないわみざわ【子ども・子育て】
第5回	5月10日(水)	からだも心もいつまでも若々しく【健康づくり】
第6回	5月24日(水)	公共施設の課題を掘り下げる【公共施設】

参加者からの主な意見

いわみざわの“強み”

- 自然が豊かで空気がきれい
- 農業が盛んなところ
- 札幌や新千歳空港との交通アクセス
- 地元のお祭りが多い
- 教育機関に恵まれている
- 子育て支援が充実している

いわみざわの“弱み”

- 雪が多い
- 雇用の場が少ない
- 市内の公共交通の利便性が悪い
- 市の魅力の発信が少なく見える
- 空き家が増えている
- 道の駅がない

“強み”を活かして、 やってみたいこと

- 自然を活かしたサイクリングコース
- 食と農業の体験施設（修学旅行を誘致）
- 市外通勤者への交通費補助（定住促進）
- 特産物を集めたイベント

“弱み”を逆手にとって、 やってみたいこと

- 雪の撮影を行う映画ロケの誘致
- 空き家の活用による農園付きアパート（移住者に賃貸する）

まちづくりの “キーワード”

- 自然 ○雪 ○田園 ○地産地消
- 札幌に近い ○ちょうどいい規模
- 過疎地 ○生きがい ○健康 ○笑顔
- 人が集う ○歴史文化 ○安全安心
- みんなでつくる ○すべてを活かす

まちづくりの “キャッチフレーズ”

- あなたとおいしい景色がみたい岩見沢
- あなたと創るまち
- わたしのいる場所がここにある
- 住んで良かったといえるまち
- 未来人を創造する岩見沢

3 グループインタビュー

本計画の策定にあたり、アンケートなどの統計的な調査だけでは把握できない市民のニーズを幅広く取り入れるため、様々な分野で活躍されているグループ・団体による自由な意見交換（グループインタビュー）を行いました。

第1回 女性団体	
開催日	平成29年2月13日(月)
参加者	「女性のネットワークいわみざわ」構成10団体の役員等(計14人)
テーマ	(いわみざわを)よりよいまちにするために
議題	①行政に期待すること ②自分たちでできるまちづくり・やってみたいまちづくり ③わたしたちが知っている好事例

第2回 高校生	
開催日	平成29年6月22日(木)
参加者	岩見沢緑陵高等学校生徒会役員(計6人)
テーマ	10年後 もっと素敵ないわみざわ

第3回 青年団体	
開催日	平成29年8月25日(金)
参加者	市内の青年団体(2団体)の役員(計3人) ①岩見沢青年会議所 ②岩見沢二世会
テーマ	厳しい時代に向けてのまちづくり
議題	人口減少対策、中心市街地活性化、公共施設の在り方、行政への期待 等



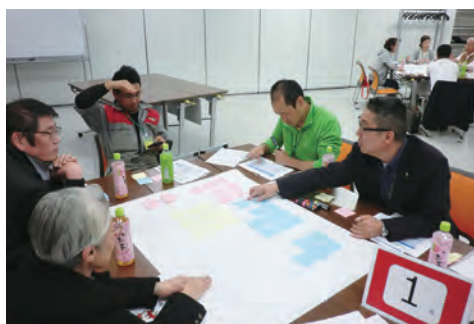
▲ 市民ワークショップ



▲ 高校生グループインタビュー



▲ 市民ワークショップ



▲ 市民ワークショップ

第2部

基本構想

第6期 岩見沢市総合計画 2018 ▶ 2027

第1章 まちづくりの基本的視点と将来像

1 まちづくりの基本的視点

本計画を推進する上で重視する基本となる考え方として、次の3つの基本的視点を定めます。

1 市民主体による協働のまちづくり

総合計画は、平成27年に施行された「岩見沢市まちづくり基本条例」の中に位置付けられた、将来を見据えた市政運営を行うための最上位の計画となります。このことを踏まえ、条例の基本理念である「情報共有」「参加」「協働」を尊重し、市民、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、市民一人ひとりが主体となった、自主自立のまちづくりを進めていきます。

2 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり

地域の歴史や文化、産業や人材、緑豊かな自然環境など、本市の有する貴重な地域資源を活かしながら、都市の活力を高めていくことにより、地域への誇りや愛着が深まり、若者にとっても魅力ある「住んでみたいまち」、誰もが安心して暮らせる「住み続けたいまち」と思えるようなまちづくりを進めていきます。

3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

厳しい財政状況のもとで、誰もが幸せや豊かさを実感できるまちであり続けるため、行財政運営の観点では、限られた経営資源を効率的・効果的に活用していくことが求められています。事業の「選択と集中」を進めるとともに、職員の政策形成能力の向上を図るなど、将来の世代に負担を残さない持続可能なまちづくりを進めていきます。

2 将来の都市像

「将来の都市像」とは、本市のまちづくりの基本的指針となる総合計画において、将来に向けた「まちづくりへの意志」を明瞭かつ簡潔に表現したものであり、市民の皆さんと共有する目標となるものです。

まちづくりの基本的視点を踏まえ、10年先を見据えた本市が目指すべき姿を次のように設定し、将来の都市像とします。

将来の都市像

人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市

私たちのまち岩見沢市には、まちへの誇りや愛着を持って暮らす「人」とともに、豊かな自然環境に恵まれた「緑」、先人が培ってきた歴史と文化が脈々と受け継がれてきた「まち」があります。

こうした「人」「緑」「まち」という、かけがえのない財産を大切に守り、育て、活かし、互いに結び合わせながら、地域の魅力をさらに高め、人が集い、誰もが安心して快適に暮らし、住み継がれていく、協働のまちづくりを進めていきます。

さらに、市民一人ひとりの健康づくりを通じて、まち全体の健康を高めていくことにより、活力ある地域社会の創出へとつなげていこうとする「健康経営」の考え方のもと、誰もが健康で心豊かに暮らすことのできるまちづくりを目指します。

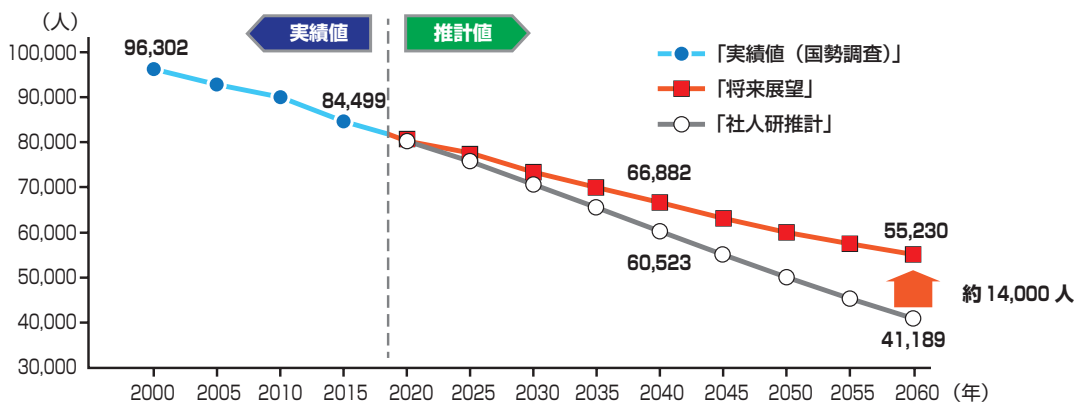


3 将来人口

本市の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2040年には60,523人にまで減少するものと見込まれています。

平成28（2016）年1月に策定した「岩見沢市人口ビジョン」では、合計特殊出生率*の向上や定住・転入促進を図るための総合的な施策を展開することにより人口減少を抑制し、2040年に66,000人、2060年に55,200人とするを将来展望として示しています。

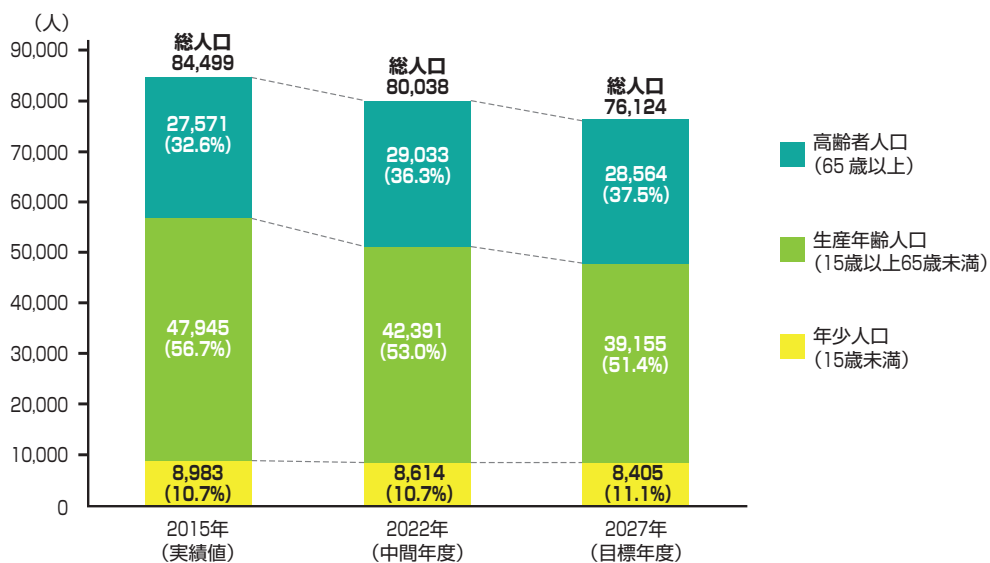
■ 人口の将来見通し



※2045年以降の「社人研推計」は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(2040年まで)に準拠して、本市が独自に2060年まで延長して推計したものの。

本計画では、この将来展望に基づき、計画の最終年度となる2027年の目標人口を76,100人と設定します。

■ 本計画の目標人口



用語解説

* 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数の平均を表すもの。

4 土地利用

岩見沢市の区域における土地は、市民のための大切な資源であるとともに、市民生活や経済活動を支える共通の基盤です。

本市の場合、平成18年3月の市町村合併により市域が拡大した経緯から、多様な特性をもった地域で構成されており、土地利用に当たっては、公共の福祉や自然環境の保全、地域ごとの特性や歴史・文化等にも配慮しながら、効率的で均衡のとれた活用を図ることにより、快適で魅力ある都市環境を創造していく必要があります。

都市地域

誰もが安全に安心して暮らすことができる都市づくりを実現するため、中心拠点への都市機能の集積や居住者の誘導により、生活サービスの効率化や維持を図るとともに、日常生活を支える生活拠点とを結ぶ道路・公共交通等によるネットワークの整備を進めます。

また、市街地周辺に広がる農地や自然環境と調和した、岩見沢らしい緑や歴史を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

農業地域

長期にわたり総合的に農業振興を図るため、農業生産の基盤となる農用地の確保や農業生産基盤の整備などにより、優良農地*の維持・活用を進めるとともに、農村景観や生態系の保全、災害防止機能、さらには都市と農村の交流空間としての利用を図ります。

森林地域

木材や林産物の生産機能だけでなく、水源のかん養*、国土や地球環境の保全など、森林の有する優れた機能を発揮させるため、森林の保全と育成を図るとともに、適正な利活用を進めます。



用語解説

***優良農地**：良好な営農条件を備えた農地のこと。一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等により生産性が向上した農地などが該当する。

***水源のかん養**：森林が降雨を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を防止するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

第2章 施策の大綱

基本目標 1 (防災・防犯・地域コミュニティ)

地域で支え合う 安全・安心なまち

- 1 地域防災力の向上
- 2 総合的な雪対策の推進
- 3 消防・救急体制の充実
- 4 安全・安心な生活環境の確保
- 5 地域コミュニティの活性化
- 6 男女共同参画社会の実現

「安全・安心」は、まちづくりの基本となるものです。

災害の発生に備えた地域防災力の向上を図るとともに、冬期間の安全確保や消防・救急体制の充実、防犯・交通安全対策・消費者保護など、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

また、地域のつながりや支え合い、主体的なまちづくり活動に対する支援や男女共同参画社会の実現に向けた環境整備を進めます。

基本目標 2 (健康・福祉・医療)

みんなが健康で 元気に暮らせるまち

- 1 健康づくりの推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 地域福祉の推進
- 5 社会保障制度の適正な運営
- 6 地域医療体制の充実

市民一人ひとりが生きがいをもって元気で健康に暮らすことができれば、まち全体が元気になります。

誰もがいつまでも健やかで生き生きと暮らすことができるよう、市民の健康づくりや高齢者・障がい者福祉、地域医療の充実に努め、地域全体で市民の元気で健康な生活を支える「健康コミュニティ」を推進します。

基本目標 3 (産業経済・交流)

活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

- 1 農林業の振興
- 2 商工業の振興と中心市街地の活性化
- 3 新産業の創出と企業立地の推進
- 4 雇用の拡大と就業環境の充実
- 5 地域資源を活かした観光の振興
- 6 移住・定住の促進
- 7 国際・地域間交流の推進

人口減少社会の克服には、経済の活性化や定住・交流人口の増加による地域の活力の創出が不可欠です。

関係団体や事業者とも連携し、農業・商工業の振興を図るとともに、新産業の創出や企業立地を推進し、雇用の拡大に努めます。また、観光の振興や中心市街地の活性化を通じた賑わいの創出を図るとともに、移住・定住の促進に向けた多様な施策を展開します。

将来の都市像である「人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市」を実現するため、まちづくりの基本目標と施策の大綱を次のとおり定めます。

基本目標 4 (子ども・子育て・教育・文化)

豊かな心と生きる力を はぐくむまち

- 1 子ども・子育て支援の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 生涯学習の振興と社会教育の充実
- 4 芸術文化・スポーツの振興

安心して子どもを産み育てることができる環境のもと、地域全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、未来を担う子どもたちの豊かな心と優れた知性、生きる力を育む社会を創ります。

市民一人ひとりが健康で心豊かな人生を過ごすことができるよう、生涯学習の充実や、芸術文化・スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

基本目標 5 (都市基盤・環境)

自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

- 1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成
- 2 快適な道路環境の確保
- 3 公共交通の利便性の向上
- 4 上下水道の適正な運営
- 5 緑豊かなまちづくりの推進
- 6 環境の保全と循環型社会の形成
- 7 地域情報化の推進

快適かつ安全に暮らすことのできる都市基盤の構築に向け、利便性の高い市街地や快適な居住環境の形成、道路・橋梁の適正な整備と維持管理、公共交通の利便性の向上及び上下水道の適正運営に努めます。

また、緑豊かな自然環境の維持・保全に努めるとともに、循環型社会の形成を推進します。

さらに、本市の強みである高度 ICT 基盤を活用し、様々な地域課題の解決に取り組めます。

基本目標 6 (市民参画・行財政運営)

市民とともに創る 持続可能で自立したまち

- 1 開かれた市政の推進
- 2 持続可能な行財政基盤の確立

市民と行政との協働によるまちづくりの推進に向け、積極的な情報発信の充実と市民が市政に参画する機会の拡充を図ります。

また、行財政改革の取り組みを進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

基本目標 1 (防災・防犯・地域コミュニティ)

地域で支え合う 安全・安心なまち

基本施策 1-1 地域防災力の向上

災害に強いまちづくりを推進するため、避難行動要支援者*等に対する避難支援体制の構築や災害応急体制を強化するとともに、防災意識の高揚や地域内での体制づくりを通じて自助・共助・公助の精神を高め、地域防災力の向上を図ります。

基本施策 1-2 総合的な雪対策の推進

冬期間の安全・安心な暮らしを確保するため、地域や事業者との協働により、効率的な除排雪体制の構築や地域自主排雪に対する支援を行うとともに、高齢者世帯等の除雪弱者への支援など、地域のニーズに即した「総合的な雪対策」を推進します。

基本施策 1-3 消防・救急体制の充実

市民の尊い生命や財産を守るため、関係機関・団体等とも連携し、火災予防対策を推進するとともに、消防力の強化と救急・救助体制の充実に努めます。

基本施策 1-4 安全・安心な生活環境の確保

市民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、地域が一体となって、防犯や交通安全に対する意識醸成を図るとともに、防犯活動や交通安全対策を推進します。

また、消費者被害やトラブルを未然に防ぐとともに、消費生活の安定と向上を図るため、相談体制の強化や情報提供・啓発活動の充実に努めます。

基本施策 1-5 地域コミュニティの活性化

市民の参画と協働のもと、市民が主体となって地域課題を解決していくための取組みを支援することにより、地域コミュニティ機能の維持・向上と活性化を図ります。

基本施策 1-6 男女共同参画社会の実現

男女が性別にかかわらず社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力が十分発揮できる男女参画社会の実現に向け、普及・啓発や環境づくりを推進します。

基本目標 2 (健康・福祉・医療)

みんなが健康で元気に暮らせるまち

基本施策 2-1 健康づくりの推進

いつまでも健康で生きがいをもった生活を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに応じた主体的な健康づくりを支援するとともに、産学官金*が一体となって市民の健康を支える地域社会「健康コミュニティ」を推進します。

基本施策 2-2 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいをもちながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、健康を維持し、自立した生活を送ることのできる環境づくりを進めるとともに、就労や地域活動、趣味などを通じた積極的な社会参加の機会の拡充を図ります。

基本施策 2-3 障がい者福祉の充実

ノーマライゼーション*の理念のもと、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人に対する理解を深める中で、多様なニーズに対応した相談支援やサービス提供体制の充実を図るとともに、就労支援や芸術文化・スポーツなどの社会参加の支援に取り組みます。

基本施策 2-4 地域福祉の推進

支え合いの精神に基づく地域福祉への意識醸成を図るとともに、担い手の育成や、福祉・保健・医療・介護・教育等の分野間の協働による地域福祉を推進します。

基本施策 2-5 社会保障制度の適正な運営

誰もが健康で安心して生活することができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金の健全かつ持続可能な運営と適正なサービスの提供に努めます。また、生活困窮者に対しては、生活保護制度の適正な運用を行うとともに、就労支援など自立に向けた相談・指導体制の充実を図ります。

基本施策 2-6 地域医療体制の充実

南空知圏域全体において専門性の高い良質な医療を確保できるよう、病床機能の分化*を図り、医療機関相互の役割分担と連携を促進することにより、医療ニーズに即し、地域で完結する医療提供体制の構築を目指すとともに、市立総合病院は、その中核的な役割を担う基幹病院として、高度医療等を提供する体制の充実に向けた取組みを推進します。

また、夜間や休日における急病患者に対する適切な医療の確保に努めます。

基本目標 3 (産業経済・交流)

活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

基本施策3-1 農林業の振興

本市農業の持続的発展を目指し、農業経営の安定と農業所得の向上への取組みや、担い手の育成・確保を進めるとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮等を通じた農村地域の振興を推進します。

林業の振興にあっては、森林の有する多面的機能を維持・発揮させるよう、計画的な整備と保全に努めます。

基本施策3-2 商工業の振興と中心市街地の活性化

中小企業者における経営基盤の強化、人材育成、創業や新事業展開等に向けた取組みを関係機関とも連携して支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

また、商業者や関係団体が行う集客・販売促進事業を支援するとともに、中心市街地の活性化に向けた賑わいの創出や都市機能の集積、居住者の誘導等を推進します。

基本施策3-3 新産業の創出と企業立地の推進

地域経済の活性化と魅力ある雇用の拡大を図るため、高度 ICT*基盤をはじめとする地域資源を最大限活用し、成長分野における新産業の創出や新分野進出に取り組むとともに、企業立地の推進と集積を図ります。

基本施策3-4 雇用の拡大と就業環境の充実

関係機関や事業者との連携により安定した雇用を確保するとともに、高度 ICT 基盤も活用した企業誘致や新分野進出、創業支援等による新しい雇用の創出を図ります。また、若者や女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての市民が安心して働くことができる就業環境の充実を目指します。

基本施策3-5 地域資源を活かした観光の振興

観光誘客の拡大による交流人口*の増加や地域の活性化を図るため、関係団体や事業者、市民と行政が一体となって、本市の持つ豊富な地域資源を発掘・活用するとともに、その魅力を広く国内外に情報発信することにより、何度でも訪れたいまちづくりを推進します。

基本施策3-6 移住・定住の促進

将来にわたって地域の活力を維持・発展させるため、市内在住者の定着と市外からの移住の促進に向けた住宅、就業、結婚、子育て等の多様な施策を展開するとともに、本市の魅力や優位性を効果的に発信するため、シティプロモーション*の取組みを推進します。

基本施策3-7 国際・地域間交流の推進

海外の姉妹都市との交流活動の推進を通じた国際感覚の醸成や多文化への理解の促進を図るとともに、市内在住の外国人や観光客が快適に過ごすことができるような共生のまちづくりを推進します。

また、国内の都市間交流を深め、地域間連携の強化や交流人口の増加を図ります。

基本目標4 (子ども・子育て・教育・文化)

豊かな心と生きる力をはぐくむまち

基本施策4-1 子ども・子育て支援の充実

結婚から妊娠・出産・子育てにいたる切れ目のない支援の充実を図るとともに、地域全体で子どもの健やかな成長や子育てを支えていくための総合的な環境整備を推進します。

基本施策4-2 学校教育の充実

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、郷土に誇りと愛着をもった子どもを育てるため、一人ひとりの個性を活かし、能力を伸ばす学校教育を推進するとともに、安心して学ぶことのできる指導体制や教育環境の充実に努めます。

基本施策4-3 生涯学習の振興と社会教育の充実

市民の誰もがそれぞれの関心に応じて自由に学ぶことができるよう、多様なニーズに対応した学習機会や情報の提供を行うとともに、生涯学習センターや図書館等の施設について、適切な維持管理と利便性の向上に努めます。

基本施策4-4 芸術文化・スポーツの振興

市民の芸術文化活動への支援や芸術文化に親しむ環境づくりに努めるとともに、文化財*や郷土芸能*の保存・継承と活用を通じ、郷土への理解と関心の醸成を図ります。

また、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことのできるよう、競技スポーツと生涯スポーツの推進を図ります。

さらに、北海道教育大学岩見沢校とも連携し、市民が「芸術文化・スポーツのまち」を実感することのできる取組みを推進します。

基本目標 5 (都市基盤・環境)

自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

基本施策5-1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成

市民一人ひとりが安全で快適な生活を実感できるよう、利便性の高い市街地を形成することにより、まちの魅力や住みよさの向上を図ります。

また、市営住宅の維持管理や更新・長寿命化*を計画的に進めるとともに、既存の住宅の耐震化や空家等対策に取り組むことにより、快適な居住環境の形成を推進します。

基本施策5-2 快適な道路環境の確保

快適かつ安全に利用できる道路環境を確保するため、国・道とも連携し、都市の骨格となる幹線道路や市民の暮らしを支える生活道路の整備を計画的に進めるとともに、老朽化した道路・橋梁の長寿命化を図るなど、適正な維持管理に努めます。

基本施策5-3 公共交通の利便性の向上

市民生活や交流の基盤となる公共交通の確保と利便性の向上を図るため、地域住民や交通事業者、関係自治体と協力しながら、利用者のニーズに即した路線バスの運行や新たな公共交通の導入などの取組みを進めることにより、総合的な公共交通体系を確立するとともに、住民意識の醸成と利用の促進に努めます。

基本施策5-4 上下水道の適正な運営

上水道においては安全で良質な水の安定供給、下水道においては居住環境の向上と公共用水域*の水質保全の確保を基本とし、施設の更新・長寿命化を計画的に進めるとともに、効率的な維持管理を通じた健全経営の維持に努めます。

基本施策5-5 緑豊かなまちづくりの推進

地域の特性や市民のニーズに対応した公園・緑地の計画的かつ適正な維持管理に努めるとともに、市民や民間事業者との協働による緑の街並みづくりや保全活動を推進することにより、本市の特性を活かした緑あふれる都市空間の形成を図ります。

基本施策5-6 環境の保全と循環型社会の形成

環境保全に対する意識啓発や自然エネルギーの推進、ごみの発生の抑制と再利用の推進等の総合的な環境施策を推進することにより、市民と事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。

基本施策5-7 地域情報化の推進

本市の特性である高度 ICT 基盤のもと、市民や企業のニーズを把握し、産業、教育・子育て、健康・医療・福祉、防災・安全・安心等の様々な分野における地域課題の解決に向けた施策を展開することにより、市民生活の質の向上と地域経済の活性化を目指します。

基本目標 6 (市民参画・行財政運営)

市民とともに創る 持続可能で自立したまち

基本施策6-1 開かれた市政の推進

市民主体による自主自立のまちづくりに向け、様々な媒体やメディアを活用した積極的な行政情報の発信に努めるとともに、市民が市政に対して意見・提言することのできる機会の充実を図ることにより、誰もが市政に参画できる環境づくりを推進します。

基本施策6-2 持続可能な行財政基盤の確立

施策・事務事業の不断の見直しを通じた経営資源の最適配分や財政の健全化、公共施設の適正配置、行政組織の再構築といった行財政改革の取り組みをさらに進めることにより、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。



用語解説

- * **避難行動要支援者**: 災害などの際に自力で避難することが困難であって、円滑で迅速な避難のため、特に支援を要する人のこと。
- * **産学官**: 産業界(産)、大学・研究機関(学)、行政機関(官)の三者を略したもので、これらが連携して一つの事業に取り組むときに使われる。金融(金)、労働界(労)、住民(民)等を加えることもある。
- * **ノーマライゼーション**: 障がい者などの社会的なハンディキャップのある人もそうでない人も、誰もが同じように普通に暮らすことのできる社会が当たり前の社会であるとする考え方のこと。
- * **病床機能の分化**: 患者の疾患の状態に応じた質の高い医療を効率的に提供するため、地域の各医療機関の病床機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)を明確化し、役割分担を図ること。
- * **ICT**: 10 ページ(情報通信技術(ICT)) 参照
- * **交流人口**: 12 ページ参照
- * **シティプロモーション**: 72 ページ(基本施策3-6「移住定住の促進」)の「施策を取り巻く状況」参照
- * **文化財**: 文化的活動により生み出されたものをさし、文化財保護法では、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種が定義されている。
- * **郷土芸能**: 住民自らが演者となり、地域の生活や風土と結びついて伝承されてきた地域性の強い演劇や音楽等のこと。民俗芸能、伝統芸能。
- * **長寿命化**: 12 ページ参照
- * **公共用水域**: 河川・湖沼やこれに接続するかんがい用水路など、公共の目的で使用される水域及び水路(下水道は含まない)のこと。

第3部

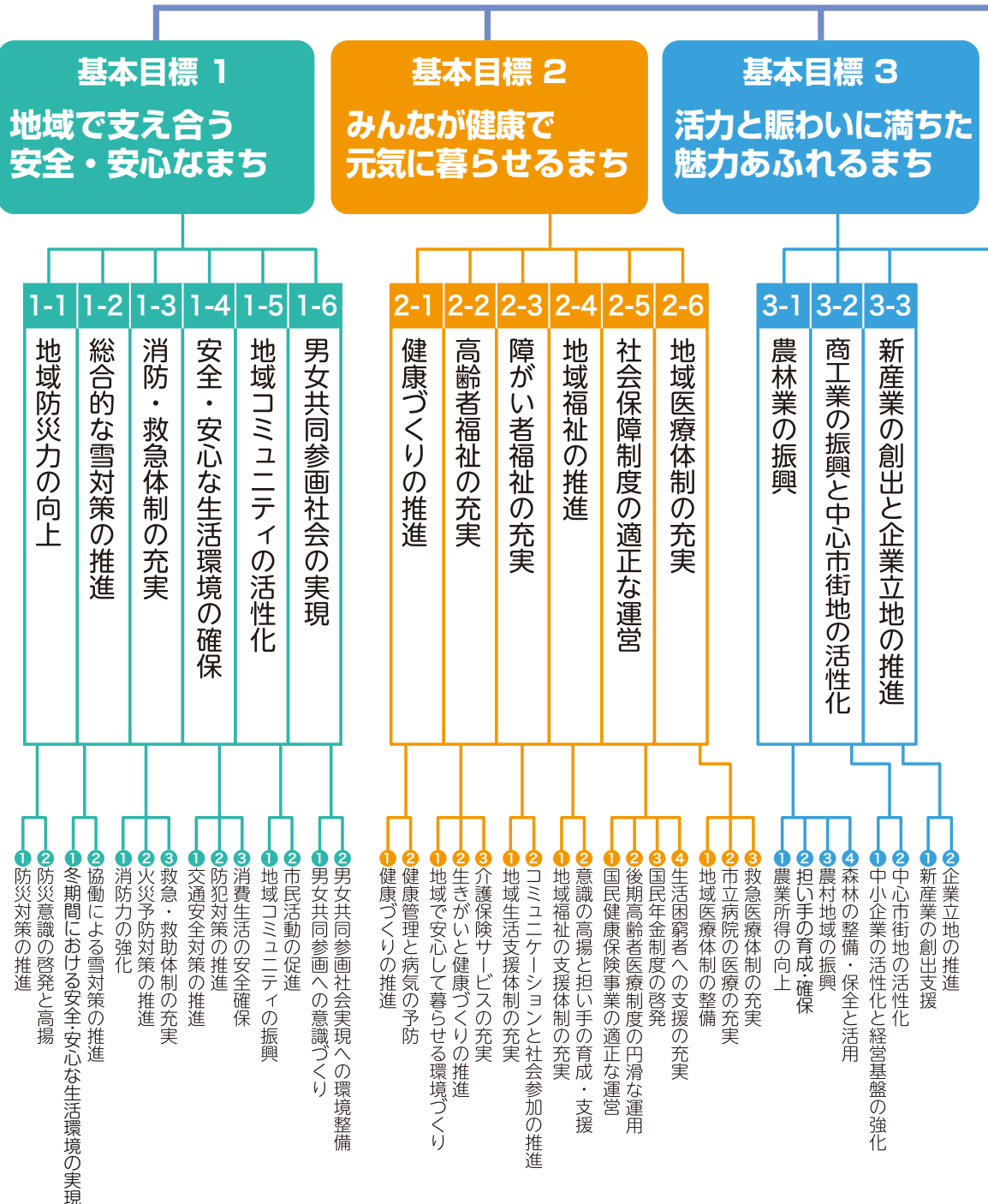
基本計画

第6期 岩見沢市総合計画 2018 ▶ 2027

計画の体系図

人と緑とまちがつながり

市民主体による協働のまちづくり



将来の都市像

基本的視点

基本目標 (6)

基本施策 (32)

取組方針 (81)

基本構想

基本計画

第6期 岩見沢市総合計画

第3部

基本計画

ともに育み未来をつくる 健康経営都市

地域特性を活かした
魅力あふれるまちづくり

次世代につなげる
持続可能なまちづくり

基本目標 4

豊かな心と生きる力を
はぐくむまち

基本目標 5

自然と調和した
快適で暮らしやすいまち

基本目標 6

市民とともに創る
持続可能で自立したまち

- 3-4 雇用の拡大と就業環境の充実
- 3-5 地域資源を活かした観光の振興
- 3-6 移住・定住の促進
- 3-7 国際・地域間交流の推進

- 1 雇用機会の拡大
- 2 就業環境の充実
- 1 観光資源の魅力向上
- 2 観光誘客の推進
- 1 移住・定住施策の推進
- 2 シティプロモーションの推進
- 1 国際交流と多文化共生の推進
- 2 地域間交流の推進

- 4-1 子ども・子育て支援の充実
- 4-2 学校教育の充実
- 4-3 生涯学習の振興と社会教育の充実
- 4-4 芸術文化・スポーツの振興

- 1 安心して子育てできるまちづくり
- 2 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり
- 3 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援
- 1 生きる力を育む教育の推進
- 2 安心して学べる教育環境の充実
- 3 特色ある高等学校教育の推進
- 1 多様な学びの機会の提供
- 2 学習環境の充実
- 1 芸術文化の振興
- 2 文化財や郷土芸能の保存と継承
- 3 スポーツの振興
- 4 地域における大学との連携

- 5-1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成
- 5-2 快適な道路環境の確保
- 5-3 公共交通の利便性の向上
- 5-4 上下水道の適正な運営
- 5-5 緑豊かなまちづくりの推進
- 5-6 環境の保全と循環型社会の形成
- 5-7 地域情報化の推進

- 1 魅力ある都市空間の構築
- 2 安全で快適な住まいの実現
- 1 道路網の整備
- 2 安全で快適な道路環境の維持
- 1 地域公共交通体系の再構築
- 2 広域的な公共交通の維持
- 1 生活排水の適切な処理
- 2 良質な水の安定供給
- 3 緑の街並みと自然環境の保全
- 1 公園・緑地の機能再編と適正管理
- 2 環境保全活動の推進
- 1 地域情報化の推進
- 2 循環型社会の形成

- 6-1 開かれた市政の推進
- 6-2 持続可能な行財政基盤の確立

- 1 広報活動の充実
- 2 市民参画による政策形成
- 3 情報公開の充実
- 1 市民サービスの充実
- 2 効率的・効果的な行政運営の推進
- 3 組織運営の最適化
- 4 健全な財政運営の確保
- 5 広域行政の推進
- 6 公共施設の適正配置

基本計画の構成と見方

基本目標・基本施策

上段に基本目標、
下段に基本施策の
番号と名称を記載
しています。

施策を取り巻く状況

基本施策をめぐる現状や
社会的背景、今後の課題
などについて、全国や国
際的な動向も含めて記載
しています。

用語解説

右肩に*を付した語句につ
いては、脚注に解説を記載し
ています。

部門別計画

総合計画を分野毎に補完・具体化している
個別計画について、名称と計画期間を記載
しています。

*複数の基本施策に関連する計画は、主たるページに
記載しています。(その他の該当する基本施策につ
いては、参考として下段に付記)

第3部
基本計画

基本目標3
活力と賑わいに満ちた魅力あふれるまち

基本目標3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

基本施策3-1 農林業の振興

施策を取り巻く状況

- 本市では、稲作を中心に、畑作、野菜、果樹、花きなど幅広く農産物を生産し、道内有数の食料供給地域として、地域特性を活かした多様な農業が展開されています。今後においても、生産性の向上、コスト削減、高付加価値化や販路拡大による収益力の向上や農業生産基盤の整備等の取組みを進め、農業所得の向上を図る必要があります。
- 農家戸数や農業従事者の減少による担い手不足や遊休地の発生防止に対応していくため、新規就農者や認定農業者*、法人化など、多様な担い手の育成・確保が必要となっています。
- 農業・農村は、食料の生産と安定供給という基本的な役割に加え、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然や農業とのふれあいの場の提供など多面的な機能を担っており、地域資源としてのさらなる活用や保全が求められています。
- 森林は、林産物の供給のほか、水源のかん養*、防災・減災、地球温暖化*の防止など、多様な機能を有しており、適切な整備・保全による維持・推進が必要となっています。

■農家戸数と1戸当たり経営面積の推移

年度	農家戸数 (戸)	1戸当たり経営面積 (ha)
H17	114	11.4
H26	142	14.2
H27	157	15.7

出典：農林水産省「農林業センサス」

▲ 稲刈り作業

部門別計画

- 岩見沢市農業振興ビジョン (平成29(2017)～2021年度)
- 農業経営基盤強化促進基本構想 (平成28(2016)～2025年度)
- 岩見沢市農業振興地域整備計画 (平成22年12月～)
- 岩見沢市鳥獣被害防止計画 (平成28～30年度)
- 岩見沢市田園環境整備マスタープラン (平成19年11月～)
- 岩見沢市森林整備計画 (平成30(2018)～2027年度)

用語解説

- *認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの創意工夫により経営改善を図ろうとする「農業経営改善計画」を策定し、市の認定を受けた農業者のこと。
- *水源のかん養：23ページ参照
- *地球温暖化：10ページ参照
- *ICT：10ページ(情報通信技術 ICT)参照
- *スマート農業：ICTやロボット技術を活用して農作業の効率化・省力化やコスト削減を実現しようとする新たな農業のこと。

62

36

10年後のめざす姿			
▼地域特性を活かした農業が展開され、農業経営の安定や農業所得の向上が図られています。 ▼新規就農者をはじめ、多様な担い手の育成・確保が図られています。			
取組方針			
① 農業所得の向上			
① 農業の持続的な発展を目指し、生産性や品質の向上、地場農産物の付加価値向上や販路拡大などの取組とともに、農業生産基盤の整備を推進します。			
② ICT*の利活用による農作業の効率化・省力化、収益力の向上、農業技術の継承等を目指し、スマート農業*の実現に向けた取組を推進します。			
② 担い手の育成・確保			
① 就農希望者に対する啓発：相談活動をはじめ、就農準備から就農後の経営の確立を図るまで継続して支援を行い、新規就農者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化や担い手への農地の利用集積を推進します。			
③ 農村地域の振興			
① 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に努めるとともに、都市住民との交流などを通じて、農業・農村への理解や地域振興に向けた取組を推進します。			
④ 森林の整備・保全と活用			
① 森林の有する多様な機能の維持・増進を図るため、計画的な整備・保全を進めるとともに、森林公園などにより、自然とのふれあいの場の提供や理解の醸成を図ります。			
指 標			
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
水稲の10a当たり収量	563kg (H28)	↗	圃の定義による水稲の面積10a当たり収量
地下かんがいシステムの設置面積	7,030ha (H28)	↗	農業基盤整備による地下かんがいシステムの設置面積
新規就農者数	11人 (H28)	↗	農業後継者である新規卒業者やリターン者、農外からの新規就農者の合計
森林経営計画面積の割合	63.59% (H28)	↗	一般民有林に占める森林経営計画面積の割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

第3部

基本計画

基本目標3 活力と賑わいに満ちた魅力あふれるまち

63

10年後のめざす姿

計画の目標年次における、「こうなっていたらよい」という理想のまちのイメージを記載しています。

取組方針

基本施策の実現に向けて展開すべき主な取組を記載しています。この方針に基づき具体的な事業を推進していきます。

指 標

基本施策の実現に向けた取組について、進捗や推移・動向を測る指標（数値）です。統計等の客観的指標のほか、市民アンケートを通じて施策に対する満足度等を把握する主観的指標も設定しています。

※この指標の結果のみで基本施策の達成度を評価しようとするものではありません。

基本目標

1 地域で支え合う 安全・安心なまち

基本施策 1-1 地域防災力の向上

施策を取り巻く状況

- 近年、大規模な地震や局地的豪雨、大型台風などの自然災害が全国各地でたびたび発生しており、災害に強いまちづくりの重要性が一層強く認識されるようになってきました。
- 本市においても、災害発生時の被害を最小限にとどめることができるよう、迅速かつ適切な情報伝達や避難誘導を行う体制を構築するとともに、備蓄品や資機材の確保、災害に強い社会基盤の整備や公共施設の耐震化を図るなど、防災対策の強化が求められています。
- 本市では、大きな被災経験が少ないこともあって、自主防災組織*率が比較的低い状況にあります。日頃から、情報提供や防災訓練等を通じて市民の防災意識を高めていくとともに、行政による公助に加え、自らの身を守る自助と、地域で支え合う共助の精神を浸透させるなど、地域防災力の向上を図る必要があります。また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者*を災害から守るための体制づくりも大きな課題です。
- 武力攻撃やテロ、新型の感染症といった、従来では想定しえなかった事象にも対処できるよう、国や道、関係機関と一体となった危機管理体制の構築が必要とされています。

■自主防災組織率の状況

単位 (%)

区 分	岩見沢市	北海道	全国
自主防災組織率	28.9	56.2	82.7

出典（岩見沢市）：岩見沢市資料

出典（全国、北海道）：消防庁「消防白書」

（平成 29 年 4 月 1 日現在）



▲ 市民参加による防災訓練

部門別計画

岩見沢市地域防災計画（昭和41年度～（平成29年6月改正））
 岩見沢市国民保護計画（平成18年度～（平成29年9月改正））
 岩見沢市業務継続計画（平成28年度～）
 岩見沢市耐震改修促進計画（平成30年度～）
 岩見沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成28年度～）

岩見沢市地域福祉計画（基本施策2-4）
 岩見沢市都市計画マスタープラン（基本施策5-1）

10年後のめざす姿

- ▼災害など不測の事態への備えが整い、災害時における市民の被害が最小限に抑えられています。
- ▼自主的な防災活動を通じて地域の防災力が高まり、市民が迅速な行動をとることができています。

取組方針

①防災対策の推進

- 防災行政の基礎となる地域防災計画の検証と見直しを適時に行うとともに、実践的な防災訓練の実施や関連マニュアルの充実などにより、地域防災体制の強化を図ります。
- 災害等の緊急時における情報伝達を迅速かつ確実にを行うため、情報伝達手段の多様化と市民への啓発・普及に努めます。
- 災害に応じた適切な避難所・避難場所や経路を確保し、備蓄品や資機材等の充実を図ります。また、避難所や防災拠点となる公共施設の耐震化を進めるとともに、関係機関との協調による社会基盤の整備促進に努めます。
- 災害時における、避難行動要支援者等に対する支援を適切かつ円滑に実施するため、警察・消防や町会・自治会、民生委員等の関係者とも協力して支援体制の整備に努めます。
- 武力攻撃やテロなど、あらゆる不測の事態にも的確に対応できるよう、国や道をはじめ、他の自治体や医療機関、企業、関係機関・団体等との連携体制の構築を進めます。

②防災意識の啓発と高揚

- 自主防災組織の結成促進と活性化を通じ、地域住民の自助・共助の精神の醸成を図ります。
- ハザードマップ*等を活用し、あらかじめ予想される危険箇所等に関する情報の周知に努めるとともに、市民参加型の防災訓練や防災教育等を通じ、市民の防災に対する意識の啓発と高揚を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
防災拠点となる公共施設の耐震化の状況	90.7% (H28)	↗	$[\text{耐震化済施設数}] \div [\text{防災拠点となる公共施設数}] \times 100$
自主防災組織率	28.9% (H29)	↗	$[\text{自主防災組織数}] \div [\text{町会・自治会数}] \times 100$
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



用語解説

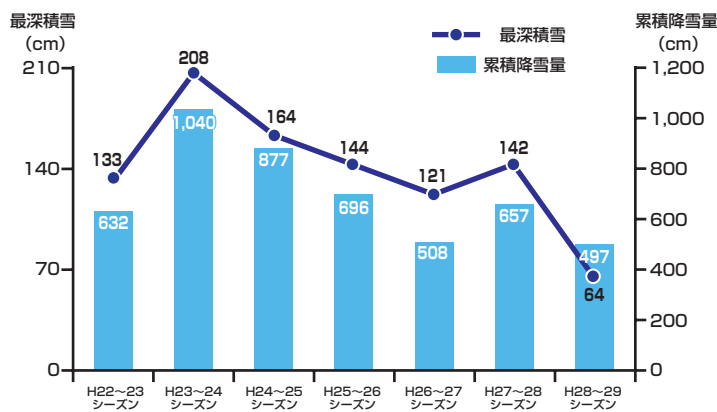
- * **自主防災組織**：主に町会・自治会等を単位として地域住民が自主的に組織し、災害から地域を守るために活動する団体のこと。
- * **避難行動要支援者**：31ページ参照
- * **ハザードマップ**：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用するため、被災想定区域や防災関係施設（避難場所・経路など）の位置などを表示した地図のこと。

基本施策 1-2 総合的な雪対策の推進

施策を取り巻く状況

- 本市は、冬期間の累積降雪量の平均が 750cm を超える、道内有数の豪雪地帯であり、とりわけ平成 23 年から 24 年にかけては、最深積雪が 208cm にも達する記録的な豪雪となり、交通障害や家屋の倒壊、雪下ろし中の事故など、市民生活に深刻な影響を及ぼしました。
- この豪雪を教訓として、平成 24 年度からは、道路除排雪体制の強化を図るとともに、情報提供手段の多様化と内容の充実、自力での除雪作業が困難な高齢者等（除雪弱者）に対する支援、空家対応等の安全対策の推進といった「総合的な雪対策」の取組みを全庁的な組織体制のもとで展開しています。
- 冬期間の安全かつ快適な生活環境を将来にわたって確保していくためには、行政だけではなく、事業者や町会・自治会、ボランティア、市民といった多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働による雪対策を推進していく必要があります。
- その一方で、高齢化の進展などにより除雪弱者が増加していく中であって、支援の担い手となってきた地域住民等のボランティアも高齢化してきており、地域ぐるみで除雪弱者を支える体制の再構築が課題となっています。

■累積降雪量・最深積雪の推移



出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ」



▲ 除排雪作業

10年後のめざす姿

▼雪に強いまちづくりが進められ、冬期間も市民が快適に暮らしています。

取組方針

①冬期間における安全・安心な生活環境の実現

- 冬期間における円滑な道路交通を確保するとともに、安全・安心で快適な生活環境を実現するため、「総合的な雪対策」として、全庁的な組織体制のもと、道路除排雪をはじめ、情報提供や弱者支援、安全対策、空家対応といった取組みを一体的に推進します。
- 将来にわたる安定的な道路除排雪体制を維持するため、除排雪機械の計画的な更新を進めるほか、事業者の負担軽減や技術者の育成・確保に向けた支援を行います。また、ICT*の活用による除排雪作業の効率化を進めます。
- 公道等への落雪や倒壊等のリスクのある空家について、適切な管理と指導に努めます。
- 除雪作業や道路交通に支障のないよう、市民が雪処理をする際のマナーの啓発に努めます。

②協働による雪対策の推進

- 自力での除雪が困難な高齢者や障がい者世帯等の除雪弱者に対し、地域住民との協働による見守りや除排雪支援を行うとともに、低所得者向けの助成制度等による経済的負担の軽減を図ります。また、社会福祉協議会と協調して、支援の担い手となるボランティアの確保に努めます。
- 地域住民が自主的に取り組む生活道路の排雪に対し、機械の提供や人的支援を行います。
- 市民にとって負担の大きい間口の置き雪への対応について、事業者との連携による新たなサービスの導入に向けた取組みを進めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
農業用 GPS ガイダンス装置による除排雪実施延長距離	24% (H28)	↗	未除雪路線延長のうち、GPS ガイダンス装置による除排雪作業の実施割合
地域自主排雪実施町会・自治会数	32町会 (H28)	↗	地域自主排雪を実施した町会・自治会数の合計
各種助成制度の実施件数	6件 (H28)	↗	屋根の雪下ろし等の助成件数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



* ICT：10ページ（情報通信技術（ICT）参照。

用語解説

基本施策 1-3 消防・救急体制の充実

施策を取り巻く状況

- 本市の消防・救急業務は、月形町と構成する岩見沢地区消防事務組合により運営されています。平成 29 年 9 月には、最新の機能と設備を兼ね備えた新消防庁舎の運用が開始され、訓練施設を活用した職員・消防団の技術の向上や、高機能消防指令センターを核とした初動体制の強化に寄与することが期待されています。
- 地域の消防力を支える消防団では、団員の高齢化や担い手の不足が進んでおり、人材の確保や消防団活動の充実・強化が課題となっています。
- 火災の発生を未然に防ぐためには、市民の防火に対する意識を高めていくことが重要であり、また、事業所等における防火・保安体制を確保していくことも必要となります。
- 高齢化の進展に伴う救急需要の変化が見込まれる中、救急救命士*の養成や救急隊員の技能向上に努めるとともに、市民による応急処置の普及・定着を図ることにより、救急患者の救命率を高めていくことが求められています。また、迅速な救急体制に支障の生じることのないよう、市民一人ひとりが救急車の適正利用に対する意識を持つことも重要です。

■火災・救急搬送の状況

区 分		H25	H26	H27	H28	H29
救急搬送	火災 発生件数 (件)	24	33	23	34	24
	出動件数 (件)	3,551	3,778	3,687	3,807	3,812
	搬送人員 (人)	3,325	3,491	3,420	3,597	3,524

出典：岩見沢市資料
(各年 12 月 31 日現在)



用語解説

- ***救急救命士**：厚生労働大臣の免許を受けて、重度傷病者を搬送するまでの間、医師の指示のもとで救急救命処置を行うことのできる有資格者。
- ***住宅用火災警報器**：火災による煙を感知して音や音声で警報を発する機器。消防法等の規定により、すべての住宅に設置が義務化されている。
- ***AED (自動体外式除細動器)**：Automated External Defibrillator の略。突然の心停止状態となった人の心電図を自動解析し、必要な場合にのみ心臓に電気ショックを与える。音声ガイドにより一般市民でも簡単に操作することができる。

10年後のめざす姿

- ▼人材・資機材等の消防体制が充実し、市民が安全・安心を実感できています。
- ▼火災予防活動や指導を通じ、市民の防火意識が高まり、火災の未然防止につながっています。

取組方針

①消防力の強化

- 火災などのあらゆる災害に迅速に対応し、市民の生命や財産を守るため、施設や資機材、車両等の計画的な整備・更新と人材育成を進めます。
- 消防団への加入促進に取り組むとともに、訓練の実施や装備の充実を図るなど、消防団が活動しやすい環境の整備と組織の活性化を図ります。
- 大規模災害の発生に備え、合同訓練などを通じた広域的な連携体制の強化を図ります。

②火災予防対策の推進

- 火災予防運動や広報活動を通じ、市民の防火意識の高揚と防火知識の啓発に努めます。
- 住宅防火対策として、住宅用火災警報器*や消火器、防災品などの普及を促進します。

③救急・救助体制の充実

- 救急救命士の養成等を通じ、人材の育成と資質の向上に努めるとともに、資機材・車両等の整備を計画的に進めることにより、救急業務の高度化を図ります。
- 市民向けの救急講習の開催による救命処置の普及を図るとともに、公共施設や民間施設へのAED（自動体外式除細動器）*の設置促進と設置場所の周知に努めます。
- 救急要請の増加に対応するため、救急車の適正利用の啓発に努めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
火災発生件数	24件 (H29)	↘	岩見沢市内の火災発生件数
消防団員充足率	90.4% (H28)	↗	岩見沢地区消防事務組合消防団条例で規定された定数に対する消防団員数の割合
消防訓練参加者数	36,489人 (H28)	↗	消防訓練に参加した市民の数
救急講習受講者数	1,961人 (H29)	↗	救命処置の普及のための講習を受講した市民の数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 1-4 安全・安心な生活環境の確保

施策を取り巻く状況

- 交通事故の発生件数は全国的にも年々減少が続いていますが、高齢化の進展を背景として、高齢者の死亡事故の割合が増加しています。高齢者の交通安全意識の一層の向上を図るとともに、子どもや障がい者など、すべての市民の安全を守るため、教育・啓発活動や安全対策に取り組む必要があります。
- 市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、特殊詐欺事件の手口の巧妙化などもあり、一般市民が被害者となる危険性はむしろ高まっています。犯罪のない、安全・安心なまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりの防犯意識を高めていくとともに、関係機関と行政、市民とが連携し、地域全体で防犯活動を推進することが重要です。
- 情報化社会の進展等に伴い、消費生活の利便性が高まる一方で、悪質商法や多重債務などの消費者トラブルも多発しています。被害の未然防止や救済に向けて、消費生活に関する啓発・広報活動や相談体制の充実を図るとともに、自ら正しい知識や基本的な考え方を身に付け、自主的・合理的に行動することのできる「消費者力」を養うことも必要となります。



▲ 交通安全教室



▲ 消費者講座

10年後のめざす姿

▼交通安全や防犯、消費生活の安全確保等への取組みが地域一体となって展開され、市民が安心して生活する、安全なまちになっています。

取組方針

①交通安全対策の推進

- 交通事故のないまちを目指し、警察や関係団体と連携した交通安全運動や交通安全教室等を展開することにより、交通安全に対する市民の意識の高揚を図ります。
- 国や道、警察等とも連携して、事故のない安全な交通環境を確保するとともに、地域の見守り活動などを通じ、児童・生徒が安心して利用できる安全な通学路を維持していきます。

②防犯対策の推進

- 警察や防犯協会などの関係団体と連携して、地域に根ざした防犯活動を展開するとともに、特殊詐欺や悪徳商法等の被害の未然防止に向けた啓発・相談活動を推進します。
- 街路灯の設置、LED*化を推進することにより、夜間における犯罪の抑止や通行の安全確保など、地域の防犯環境の向上を図ります。

③消費生活の安全確保

- 消費生活に関する啓発・広報活動を関係団体と連携して実施することにより、消費者への的確な情報提供を通じた消費者被害の未然防止や「消費者力」の育成を図ります。
- 岩見沢市消費者センターを中心としたネットワークにより、消費生活や消費者トラブルに対する充実した相談支援体制を構築するとともに、相談員の知識・技能の向上に努めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
交通事故発生件数	137件 (H29)	↓	市内の道路で車両等によって起きた人身事故の件数
刑法犯認知件数	344件 (H29)	↓	市内の刑法犯の認知件数
消費生活等に関する相談件数	258件 (H28)	↑	消費者センターに寄せられた消費生活等に関する相談件数
施策に対する市民の満足度	新規	↑	市民アンケートによる



用語解説

* LED:Light Emitting Diode (発光ダイオード) の略。白熱灯や蛍光灯と比べ、省電力かつ長寿命という特長をもつ。

基本施策 1-5 地域コミュニティの活性化

施策を取り巻く状況

- 防災や防犯、交通安全、健康・福祉、子どもの見守り、環境美化、世代間交流といった様々な分野において、地域コミュニティを単位とした市民の自主的な活動が展開されており、地域課題の解決やまちづくりの推進に大きな役割を果たしています。
- 町会・自治会は、本市における地域コミュニティの中心的役割を担ってきましたが、加入率は低下傾向にあり、活動を支える役員の固定化や高齢化も課題となっています。
- 市においても、地区担当職員を配置し、地域の抱える課題の早期把握と迅速・的確な解決に努めるとともに、町会への加入促進や活動内容の充実に向けた支援にも取り組んできました。今後においても、地域住民が互いに協力し合って地域課題を解決していくことができるよう、コミュニティ意識の醸成やリーダーとなる人材の育成を図るなど、町会・自治会の活動基盤の強化を支えていくことが求められています。
- また、町会・自治会以外にも、市民が主体となった公益的な活動が数多く展開されています。市民一人ひとりがまちづくりに参画しやすい環境づくりや地域の自主的な取組みを支援していく中で、地域コミュニティをさらに活性化させていくことも必要です。

■町会・自治会への加入世帯数・加入率

区分	H25	H26	H27	H28	H29
加入率 (%)	85.7	84.7	84.3	84.0	83.5
加入世帯数 (世帯)	29,636	29,211	28,923	28,887	28,528
総世帯数 (世帯)	34,562	34,479	34,294	34,386	34,150

出典：岩見沢市資料
(各年 12 月 31 日現在)



▲ 町内会行事 (盆踊り)

10年後のめざす姿

▼多くの市民がまちづくり活動に参画し、地域コミュニティを支える環境や体制が整うことにより、身近な地域の活性化や課題の解決が図られています。

取組方針

①地域コミュニティの振興

- 町会・自治会が安定的な活動基盤のもと、地域コミュニティの中心的役割を持続的に果たしていくことができるよう、地域住民の意識づくりに努めるとともに、加入の促進や運営体制の充実、担い手の確保等に向けた取組みを支援します。
- それぞれの町会・自治会において、安全・安心な地域づくりや連帯感の醸成などを目的とする様々な活動が自主的かつ継続的に行われるよう、必要な支援を行います。
- 岩見沢市町会連合会とも連携して、それぞれの地域が有する課題の解決に向けた取組みを、協働して進めます。

②市民活動の促進

- 地域の活性化や課題の解決に向け、市民や企業、団体等の多様な主体が自らまちづくりに関心を持ち、それぞれの能力や経験を活かして地域活動に取り組むことのできるよう、情報の共有や環境づくりに努めます。
- まちづくりに主体的に取り組む団体による公益的な活動に対し、必要な支援を行うとともに、団体間の連携の促進等を通じた、市民活動の活性化を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
町会・自治会加入率	83.5% (H29)	↗	市内の全世帯に占める町会加入世帯の割合
まちづくり基本条例を認知している市民の割合	新規	↗	市民アンケートによる
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 1-6 男女共同参画社会の実現

施策を取り巻く状況

- 女性も男性も性別にかかわらず互いにその人権を尊重し、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、男女平等の理念を確立するという観点からだけではなく、人口減少と少子高齢化が進行する中であって、社会経済の多様性と活力を持続的に高めていく上でも大変重要です。
- 国においても、平成 11 年の男女共同参画基本法の制定以来、法制度の整備その他の様々な取組みを進めてきましたが、社会制度や慣行の中には、性別による差別的な取扱いや固定的な性別役割分担意識などが、いまなお存在しており、企業等での指導的役割や政策・方針決定等への女性の登用・参画も十分とはいえません。さらには、DV（ドメスティック・バイオレンス）*等による人権侵害が社会問題となるなど、男女共同参画社会の実現には依然として多くの課題が残されています。
- 本市でも「いわみざわ男女共同参画実践プラン推進市民会議」との協働により、事業者や関係機関等と連携した広報・啓発活動など、男女共同参画に対する意識の高揚や社会環境の整備に向けた総合的な取組みを進めています。

■市の審議会等における女性委員の比率

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
女性委員の比率 (%)	19	21	21	23	24
女性委員数 (人)	67	85	85	95	99
総委員数 (人)	361	409	403	415	413

出典：岩見沢市資料
(各年 4 月 1 日現在)



▲いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議

部門別計画	第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン（平成24(2012)～2021年度） 岩見沢市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 (平成28(2016)～2020年度)
-------	--

10年後のめざす姿

▼社会のあらゆる分野で男女共同参画が進み、性別にかかわらず、職場や家庭、地域においてその人の個性と能力が十分に発揮されています。

取組方針

①男女共同参画への意識づくり

- 固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を高めていくため、市民や事業者、関係団体等と協力しながら、情報発信や啓発活動を展開するとともに、学習・教育の機会の充実に努めます。
- 女性に対するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報と意識啓発を図ります。
- 性別にかかわらず互いに人権を尊重する理念と人々の多様性への理解を広めるための啓発活動や学習機会の充実に努めるとともに、性的少数者*への理解を深めていくための意識啓発を図ります。

②男女共同参画社会実現への環境整備

- 職場や地域社会等の様々な分野における女性の積極的な進出や参画が進むよう、能力開発や学習機会の提供に努めるとともに、男女がともに家庭生活と仕事とを両立していくことのできる環境整備を推進します。
- 政策・方針決定過程に多様な意見を反映させるため、審議会等への女性の参画の拡大を図るとともに、公募等を通じた人選の多様化を進めます。
- 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図るため、道立女性相談援助センター等の関係機関と緊密な連携を図りながら、安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市の審議会等における女性委員の比率	24% (H29)	↗	地方自治法に基づく市の審議会等における女性の登用状況
女性の労働力率	44.6% (H27)	↗	国勢調査における、市内の女性15歳以上人口に占める労働力人口の割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



用語解説

* **DV (ドメスティック・バイオレンス)** : Domestic Violence。配偶者や恋人など親しい関係にある(あった)人から振られる暴力のことをさし、身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的・社会的な暴力も含まれる。

* **性的少数者** : 同性愛者や両性愛者、性同一性障害など、何らかの理由で身体的性別に違和感を持つ人の総称。

基本目標 2 みんなが健康で元気に暮らせるまち

基本施策 2-1 健康づくりの推進

施策を取り巻く状況

- 本市では、全国の自治体で初めて認定を受けた「健康経営都市宣言」の実践を通じ、市民一人ひとりが健康で生きがいをもって暮らすことのできる「健康コミュニティ」の形成を目指し、地域住民や企業、関係団体との協働による取組みを地域一体となって推進しています。
- 急速な高齢化の進展や生活習慣の変化を背景として、がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病*が増加しており、本市においても、三大生活習慣病による死亡者が全体の6割近くに達しています。
- 誰もが生涯を通じて元気で健康に暮らすことができるまちづくりを実現するため、がん検診や各種健康診査、健康指導を通じて市民の健康を「まもる」ことに加えて、市民一人ひとりが自ら健康を「つくる」という意識を高めるとともに、それぞれの年齢や健康状態に応じて、健康増進や病気の予防に向けた具体的行動に取り組むことのできる環境整備を進めることにより、健康を「つなぐ」ことも重要となります。
- 平成 29 年 4 月に開設した「いわみざわ健康ひろば」は、各種健診のほか、測定や健康教室・相談など、市民が気軽に心身の健康増進を図るための総合的な機能を備えており、健康づくりのための拠点施設として活用が図られています。



▲ 健康経営都市宣言認定式



▲ 北海道教育大学岩見沢校と市の連携により考案された「ひゃっぴい体操」

部門別計画	岩見沢市健康増進計画（平成27(2015)～2022年度）
	岩見沢市地域福祉計画(基本施策2-4)



用語解説

- *生活習慣病：12 ページ参照
- *産学官金：31 ページ（産学官）参照
- *保健推進員：町会・自治会からの推薦に基づき市長の委嘱を受けた方で、地域住民の健康づくりを推進するための様々な活動を行っている。
- *食育：様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
- *メンタルヘルス：こころの健康のこと。

10年後のめざす姿

▼市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、主体的な健康づくりに取り組むことを通じて、健康で生きがいをもった暮らしを送っています。

取組方針

①健康づくりの推進

- 市民が健康状態を自ら把握し、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、産学官金*が一体となって市民の健康を支える地域社会「健康コミュニティ」づくりを推進します。
- 市民の健康への意識や関心を高めるため、保健指導の充実や積極的な情報発信によって生活習慣の改善や運動習慣の定着を図るとともに、市民や地域による自主的な健康づくりへの取り組みを支援していきます。
- 保健推進員*の育成と活動への支援を通じ、地域に密着した健康づくりを進めます。
- 生涯にわたって歯と口腔の健康を保持できるよう、口腔衛生の普及啓発に努めます。
- 市民一人ひとりが食の大切さを知り、栄養バランスの取れた規則正しい食習慣を身につけることができるよう、普及啓発や食育*の展開を図ります。

②健康管理と病気の予防

- がん検診や各種健康診査を受診しやすい環境を整備するとともに、周知や勧奨による受診率の向上に努めることにより、病気の予防や早期発見・早期治療と重症化予防を推進します。
- 医師会や医療機関との連携により、感染症の予防に対する知識の啓発を図るとともに、予防接種の適正な実施を通じた感染症の発生・まん延の防止に努めます。
- メンタルヘルス*対策など、こころの健康づくりを推進します。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
健康ひろば利用者数	新規	↗	健康ひろば来場者数の合計
各種健康教室参加者数	6,915人 (H28)	↗	各種の健康教室参加者数の合計
がん検診受診率	4.85% (H28)	↗	がん検診の対象者のうち、受診者数の割合
予防接種実施率	58.9% (H28)	↗	予防接種の対象者のうち、接種者数の割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 2-2 高齢者福祉の充実

施策を取り巻く状況

- 平成 27 年国勢調査による本市の高齢化率は 32.6%に達し、全国 (26.6%)・全道 (29.1%) を上回るペースで高齢化が進行しています。また、世帯構成の変化により、単身や夫婦のみの世帯も増えており、介護などの支援を必要とする高齢者の増加も予想されています。
- こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められており、本市においても、団塊の世代*が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。
- その一方で、平均寿命が延び、元気な生活を送る高齢者も増えています。高齢者が健康を維持しながら、豊富な知識・経験・技能を地域で活かせるよう、社会参加や生きがいづくりに向けた環境整備も重要となります。
- 要介護認定者が増加していく中、公平な負担のもとで質の高い介護サービスが受けられるよう、介護保険制度の安定的な運営や持続可能性を確保していく必要があります。

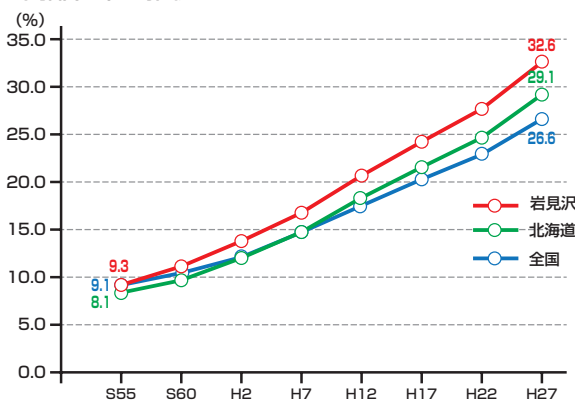
■ 65 歳以上人口の推移

単位 (人)

区分	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
65 歳以上人口								
岩見沢市	8,704	10,575	12,866	16,379	19,793	22,537	25,032	27,503
北海道	451,727	549,487	674,811	844,927	1,031,552	1,205,692	1,358,068	1,558,387
全国	10,647,356	12,468,343	14,894,595	18,260,822	22,005,152	25,672,005	29,245,685	33,465,441

出典：総務省「国勢調査」
(各年 10 月 1 日現在)

■ 高齢化率の推移



出典：総務省「国勢調査」

部門別計画	岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (平成30(2018)~2020年度)
	岩見沢市地域福祉計画(基本施策 2-4)



用語解説

- * **団塊の世代**：戦後のベビーブームといわれる昭和 22 年から昭和 24 年に生まれた世代のこと。
- * **権利擁護**：自らの意思や権利を表明することが困難な人（認知症高齢者や知的障がい者等）が尊厳ある生活を維持できるように、代理人による権利行使の援助など、社会的な支援を行うこと。

10年後のめざす姿

▼高齢者の誰もが、住み慣れた地域で生きがいを感じながら、健康で安心した生活を送っています。

取組方針

①地域で安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の実現に向け、「地域包括ケアシステム」を推進します。
- 医療関係機関・団体や介護サービス事業所等とともに在宅医療・介護連携の推進を図り、生活実態に応じた多様なサービスの提供や見守り体制など、高齢者の自立した生活を地域で支える仕組みづくりに取り組みます。
- 認知症の早期発見や相談支援を通じた地域で支える体制の構築や、認知症への正しい理解に向けた普及啓発を図るとともに、高齢者の権利擁護*のための取組みを進めます。

②生きがいと健康づくりの推進

- 高齢者が生涯にわたり健やかに暮らすことができるよう、心身の状況に応じた様々な健康づくりや介護予防事業を推進するとともに、地域における自主的な活動を支援します。
- 高齢者の知識や経験を活かした地域活動への参加や就業、趣味、交流などを通じ、高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進します。

③介護保険サービスの充実

- 介護サービスを必要とする人が、公平な負担のもと、良質なサービスが受けられるよう、必要な基盤整備やサービスの質の向上を図るとともに、介護給付等の費用の適正化と保険料の公正な賦課・徴収に努めることにより、健全かつ安定した事業運営を確保します。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
地域包括支援センターにおける相談件数	2,043件 (H28)	▲	市内の地域包括支援センター4か所における相談件数の合計
認知症サポーター数	8,239人 (H28)	▲	認知症サポーター養成講座受講者数の累計
市民後見人活動者数	4人 (H28)	▲	市民後見人として登録された者のうち、実際に活動している者の人数
要介護認定率	21.66% (H29)	▼	[要介護認定者数] ÷ [第1号被保険者数] × 100
施策に対する市民の満足度	新規	▲	市民アンケートによる

基本施策 2-3 障がい者福祉の充実

施策を取り巻く状況

- 本市の平成 28 年度末の障がい者手帳所持者数は 6,105 人であり、身体障害者手帳所持者数が減少する一方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- 平成 25 年に障害者自立支援法の改正により障害者総合支援法が施行され、また、平成 28 年には障害者差別解消法が施行されるなど、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための法制度の整備が進められています。
- 本市においても、ノーマライゼーション*の理念のもと、障がいのある人もない人も、同じ社会の構成員として、すべての人が役割を持ち、互いを理解し、支え合いながら、自らの意思により地域の中で安心して自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。
- そのためには、地域住民や関係機関、事業所等とも連携のうえ、相談支援や福祉サービスのほか、就労や社会参加、コミュニケーションへの支援、さらには障がいの有無にかかわらず誰もが芸術やスポーツを楽しむことのできる機会の充実にも努める必要があります。



▲ 手話奉仕員養成講座



▲ 障がいの有無にかかわらずスポーツの楽しさを享受できる「アダプテッドスポーツ」

部門別計画	第2期岩見沢市障がい者福祉計画（平成27(2015)～2020年度） 第5期岩見沢市障がい福祉計画（平成30(2018)～2020年度）
	岩見沢市地域福祉計画(基本施策2-4) 岩見沢市子ども・子育てプラン(基本施策4-1)



*ノーマライゼーション：31 ページ参照 *権利擁護：52 ページ参照

用語解説

10年後のめざす姿

▼障がいや障がいのある人への理解が深まり、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で支え合いながら暮らしています。

取組方針

①地域生活支援体制の充実

- 障がいや障がいのある人についての正しい理解を深めるため、広報・啓発活動や交流機会の充実を図るとともに、差別解消と権利擁護*のための取組みを進めます。
- 障がいのある人の自立した安心な地域生活を支えるため、個々のニーズに応じた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供を行います。また、相談支援や情報提供体制の充実を図るとともに、行政や医療機関、相談支援事業所との連携を強化していきます。

②コミュニケーションと社会参加の推進

- 発達の遅れや障がい認められる子どもに対し、きめ細かな相談・支援を行い、乳幼児期から学校卒業まで切れ目なく療育や学校教育を受けられる環境を整えます。
- 一人ひとりの能力や適性に応じた就労ができるよう、関係機関と連携のうえ、就労先の確保や職業訓練等を通じた就労支援体制の充実を図ります。
- 市の相談窓口到手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記者等の養成や派遣を行う体制を確保することにより、障がいのある人の社会参加やコミュニケーションを促進していきます。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが芸術文化やスポーツ、生涯学習に親しむことのできる環境整備や参加機会の創出に努めるとともに、広く市民への理解の醸成を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
障がい福祉に関する相談件数	147件 (H28)	▲	市福祉課窓口での相談等の対応件数
障がい者の雇用率	2.57% (H29)	▲	ハローワーク岩見沢管内での一般の民間企業における障がい者の雇用率
就労継続支援事業所平均工賃月額	33,080円 (H28)	▲	市内に所在する就労継続支援事業所（A型・B型）の平均工賃月額
施策に対する市民の満足度	新規	▲	市民アンケートによる

基本施策 2-4 地域福祉の推進

施策を取り巻く状況

- 少子高齢化の進行や核家族・単身世帯の増加等を背景として、家族や地域のつながりや支え合いが希薄になるとともに、複合的な問題を抱える世帯への対応といった新たな課題が顕在化しつつあるなど、地域福祉に対するニーズは複雑かつ多様化しています。
- 本市が平成 28 年度に策定した「地域福祉計画」では、「人もまちも元気で健康に」を基本理念とし、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティア、事業者、地域住民といった多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働により地域課題を解決していく社会の実現を目指しています。
- その一方で、多くの福祉ボランティア団体において、担い手の高齢化や後継者不足といった活動上の課題を抱えていることから、市民一人ひとりの福祉活動に対する意識を上げていくとともに、福祉活動に参加しやすい環境整備を図ることも必要とされています。
- 社会福祉法人は、社会福祉法に基づいて設立される法人であり、その公的な性格から、主たる事業である社会福祉事業はもとより、地域が抱える様々な福祉ニーズに対応していくとともに、地域に開かれた透明性の高い事業運営を行うことが求められています。



▲ 民生委員・児童委員の役員会



▲ ボランティア初心者講習

10年後のめざす姿

▼多様な担い手が地域福祉活動に参加することにより、誰もが安心して暮らすことができます。

取組方針

①地域福祉の支援体制の充実

- 地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の体制の強化と活動の充実を支援するとともに、地域課題の解決に向けた取組みを協調して進めます。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、研修や情報共有を通じた資質や知識の向上に努めることにより、円滑で効果的な委員活動の遂行を支援します。
- 複雑かつ多様化する地域福祉へのニーズに的確に対応するため、保健・医療・福祉・行政といった専門機関のほか、町会・自治会、事業者等との連携も図りながら、総合的な福祉支援体制を構築し、課題の解決を図ります。

②意識の高揚と担い手の育成・支援

- 情報発信や啓発活動を通じて地域福祉に対する市民の理解を深めることにより、助け合い・支え合いの精神を醸成します。
- 社会福祉協議会やボランティアセンターと協調し、福祉活動の担い手の育成・確保や学習機会の充実を図るとともに、ボランティア団体の活性化と相互の連携を支援します。
- 地域福祉の重要な担い手である社会福祉法人の運営の透明性を確保するため、本市が所轄庁となる社会福祉法人に対し、適正な指導・監督を行います。

指 標

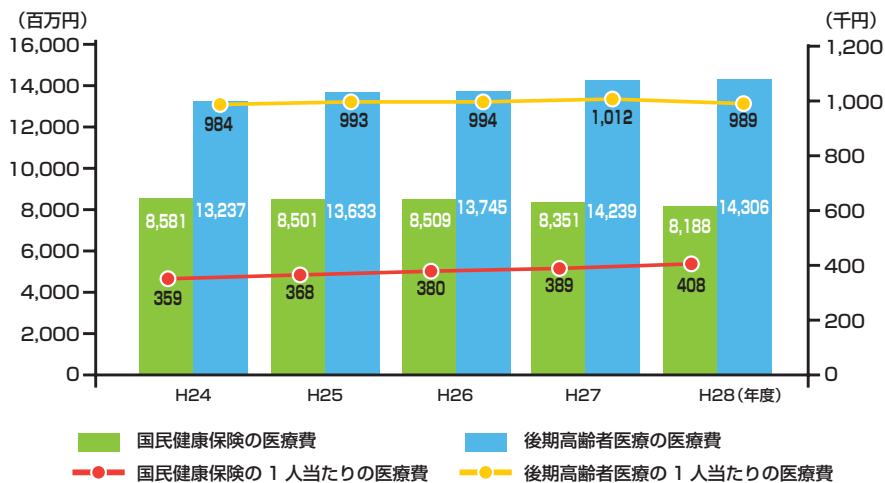
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
社会福祉協議会の会員数	598口 (H28)	↗	社会福祉協議会における賛助・特別・企業会員の口数合計
民生委員・児童委員の充足率	98.30% (H28)	↗	民生委員・児童委員の定員数に対する委嘱された人の割合
ボランティア登録団体数	26団体 (H28)	↗	市内で活動する福祉団体・NPO等の団体（ボランティアセンター登録団体）数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 2-5 社会保障制度の適正な運営

施策を取り巻く状況

- 平成 30 年度から国民健康保険制度が改正され、財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移管されましたが、市においても、賦課徴収、保険給付、保健事業等を引き続き実施することから、安定かつ持続的な制度運営を図るため、医療費の適正化や保健事業の推進、収納率の向上等に努める必要があります。
- 本市の国民健康保険における一人当たり医療費は年々増加し、全国平均との比較でも高位にあります。また、主に 75 歳以上の市民を対象とする後期高齢者医療制度では、一人当たりの医療費が約 100 万円にも達しており、医療費総額も毎年増加を続けています。
- 平成 29 年 8 月から年金を受け取るために必要な期間が 10 年に短縮されており、より多くの市民が年金受給権を確保できるよう、国民年金制度の一層の周知に努める必要があります。
- 様々な理由により生活に困窮する世帯に対しては、その程度に応じた生活保護制度による経済的支援を行うとともに、その自立を助長するなど、制度の適正な運用に努めています。
- また、平成 25 年に開設した生活サポートセンター「りんく」を中心として、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対する継続的・包括的な相談支援体制を構築しています。

■医療費の推移



出典：岩見沢市資料

部門別計画	岩見沢市国民健康保険データヘルス計画 (平成30(2018)～2023年度)
	岩見沢市国民健康保険特定健康診査等実施計画 (平成30(2018)～2023年度)
	岩見沢市国民健康保険赤字解消基本計画 (平成29(2017)～2022年度)
	岩見沢市地域福祉計画(基本施策2-4)

10年後のめざす姿

▼各種の社会保障制度が安定的に運営され、市民が不安なく生活することができています。

取組方針

①国民健康保険事業の適正な運営

- 賦課徴収や保険給付事務の適正な執行に努めるとともに、収納率の向上を通じた負担の公平性を確保することにより、国民健康保険事業の健全かつ適正な運営を図ります。
- 特定健康診査や各種健診の受診率の向上による市民の健康づくりを推進するとともに、疾病の重症化予防やジェネリック医薬品*の利用促進に取り組むことにより、医療費の適正化を図ります。

②後期高齢者医療制度の円滑な運用

- 北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知と円滑な運用に努めるとともに、健康診査の実施等による後期高齢者の健康の維持・増進を図ります。

③国民年金制度の啓発

- 市民が適正に年金を受給できるよう、国民年金制度の周知啓発に努めます。

④生活困窮者への支援の充実

- それぞれの事情に応じた相談や援助を行い、生活保護制度の適正な運用に努めます。
- 行政機関や民生委員・児童委員、町会・自治会、関係機関等とのネットワークにより、生活困窮者の把握に努め、複合的な課題の解決に向けた包括的な自立支援を行います。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
国民健康保険料収納率	93.6% (H28)	↗	[国民健康保険料の現年度収納額] ÷ [現年度調定額] × 100
特定健康診査受診率	24.5% (H28)	↗	[特定健康診査受診者数] ÷ [対象者数] × 100
後期高齢者1人当たりの医療費	989,316円 (H28)	↘	[後期高齢者医療における医療費総額] ÷ [被保険者数]
生活サポートセンター「りんく」における相談件数	194件 (H28)	↗	生活サポートセンター「りんく」における自立相談の新規相談件数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



用語解説

*ジェネリック医薬品：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に他社が製造販売する「後発医薬品」のこと。研究開発費が低く抑えられるため、先発医薬品よりも一般的に低価格となる。

基本施策 2-6 地域医療体制の充実

施策を取り巻く状況

- 団塊の世代*が 75 歳以上となる 2025 年には、医療への需要がピークを迎えるとともに、慢性期にある患者の割合の増加といった質的な変化も予想されています。こうした医療ニーズの変化を的確に見据えながら、各医療機関における病床機能の分化*や連携を図ることにより、疾患の状態に応じた良質かつ適正な医療が効率的かつ過不足なく提供されるよう、地域医療体制を構築していく必要があります。
- 市立総合病院は、南空知圏域における中核的医療機関として、高度医療や救急医療、小児・周産期医療等の専門性の高い医療サービスを提供しており、今後においても、人材の確保や施設・設備の充実に努め、その機能の維持・向上を図っていく必要があります。また、市立栗沢病院は、栗沢地区唯一の病院として、地域に根ざした医療の提供に努めていますが、今後、周辺地域の人口減少が進む中、さらなる経営改善が必要とされています。
- 本市の休日・夜間等の救急医療体制は、夜間急病センターと在宅当番医制により確保されていますが、医師不足が顕在化しつつある中であって、将来に向けた持続可能な救急医療体制の充実が課題となっています。



▲ 岩見沢市立総合病院

部門別計画	岩見沢市立総合病院新改革プラン（平成28(2016)～2020年度） 岩見沢市立栗沢病院新改革プラン（平成28(2016)～2020年度）
-------	--



用語解説

* 団塊の世代：52 ページ参照 * 病床機能の分化：31 ページ参照

10年後のめざす姿

▼地域で安心して医療を受けることのできる体制が確立され、市民の生命や健康が守られています。

取組方針

①地域医療体制の整備

- 地域で完結する医療提供体制の構築に向け、南空知圏域全体において、病床機能の分化と医療機関相互の役割分担・連携を促進します。
- 将来にわたって住み慣れた地域で適切な医療サービスが受けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた介護・福祉との連携や在宅医療の充実、身近な「かかりつけ医」の普及・定着などの取組みを進めます。

②市立病院の医療の充実

- 市立総合病院は、南空知圏域の中核的医療機関として、高度医療や救急医療、小児・周産期医療体制の強化、専門外来の充実などによる良質な医療サービスの持続的な提供に努めるとともに、医師等の医療従事者の確保や医療機器の更新、中長期的展望に立った施設の再整備等を計画的に進めながら、健全経営を維持していきます。
- 市立栗沢病院は、地域に根ざしたかかりつけ病院として、安心できる医療サービスの提供を通じて地域住民の医療ニーズに応えるとともに、健全で安定した病院経営に努めます。

③救急医療体制の充実

- 地域の医療機関との連携・協力のもと、夜間急病センターの運営や在宅当番医制、南空知圏域における小児救急医療体制等を通じた、救急医療体制の確保に努めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
人口10万人当たりの医師数	160人 (H28)	▲	[岩見沢市医師会に属する医師数] × [10万人] ÷ [住民基本台帳人口]
市立病院における経常収支比率	99.20% (H28)	▲	[病院事業収益－特別利益] ÷ [病院事業費用－特別損失] × 100
施策に対する市民の満足度	新規	▲	市民アンケートによる

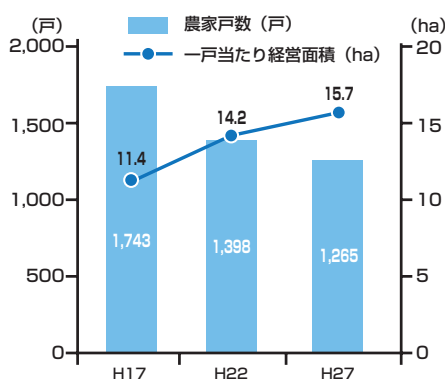
基本目標 3 活力と賑わいに満ちた 魅力あふれるまち

基本施策 3-1 農林業の振興

施策を取り巻く状況

- 本市では、稲作を中心に、畑作、野菜、果樹、花きなど幅広く農畜産物を生産し、道内有数の食料供給地域として、地域特性を活かした多様な農業が展開されています。今後においても、生産性の向上、コスト縮減、高付加価値化や販路拡大による収益力の向上や農業生産基盤の整備等の取組みを進め、農業所得の向上を図る必要があります。
- 農家戸数や農業従事者の減少による担い手不足や遊休農地の発生防止に対応していくため、新規就農者や認定農業者*、法人化など、多様な担い手の育成・確保が必要となっています。
- 農業・農村は、食料の生産と安定供給という基本的な役割に加え、国土・環境の保全や美しい農村景観の形成、自然や農業とのふれあいの場の提供など多面的な機能を担っており、地域資源としてのさらなる活用や保全が求められています。
- 森林は、林産物の供給のほか、水源のかん養*、防災・減災、地球温暖化*の防止など、多様な機能を有しており、適切な整備・保全による維持・増進が必要となっています。

■農家戸数と1戸当たり経営面積の推移



▲ 稲刈り作業

部門別計画	岩見沢市農業振興ビジョン（平成29(2017)～2021年度） 農業経営基盤強化促進基本構想（平成28(2016)～2025年度） 岩見沢市農業振興地域整備計画（平成22年12月～） 岩見沢市鳥獣被害防止計画（平成28～30年度） 岩見沢市田園環境整備マスタープラン（平成19年11月～） 岩見沢市森林整備計画（平成30(2018)～2027年度）
-------	---



用語解説

- * **認定農業者**：農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの創意工夫により経営改善を図ろうとする「農業経営改善計画」を策定し、市の認定を受けた農業者のこと。
- * **水源のかん養**：23 ページ参照 * **地球温暖化**：10 ページ参照
- * **ICT**：10 ページ（情報通信技術 (ICT)）参照
- * **スマート農業**：ICT やロボット技術を活用して農作業の効率化・省力化やコスト削減を実現しようとする新たな農業のこと。

10年後のめざす姿

- ▼地域特性を活かした農業が展開され、農業経営の安定や農業所得の向上が図られています。
- ▼新規就農者をはじめ、多様な担い手の育成・確保が図られています。

取組方針

① 農業所得の向上

- 農業の持続的な発展を目指し、生産性や品質の向上、地場農産物の付加価値向上や販路拡大などの取組みとともに、農業生産基盤の整備を推進します。
- ICT*の利活用による農作業の効率化・省力化、収益力の向上、農業技術の継承等を目指し、スマート農業*の実現に向けた取組みを推進します。

② 担い手の育成・確保

- 就農希望者に対する啓発・相談活動をはじめ、就農準備から就農後の経営の確立を図るまで継続して支援を行い、新規就農者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化や担い手への農地の利用集積を推進します。

③ 農村地域の振興

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に努めるとともに、都市住民との交流などを通じて、農業・農村への理解や地域振興に向けた取組みを推進します。

④ 森林の整備・保全と活用

- 森林の有する多様な機能の維持・増進を図るため、計画的な整備・保全を進めるとともに、森林公園などにより、自然とのふれあいの場の提供や理解の醸成を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
水稻の10a当たり収量	563kg (H29)	↗	国の定義による水稻の面積10a当たり収量
地下かんがいシステムの設置面積	3,030ha (H28)	↗	農業基盤整備による地下かんがいシステムの設置面積
新規就農者数	11人 (H28)	↗	農業後継者である新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者の合計
森林経営計画面積の割合	63.5% (H28)	↗	一般民有林に占める森林経営計画面積の割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 3-2 商工業の振興と中心市街地の活性化

施策を取り巻く状況

- 中小企業は、本市の事業所数の大多数を占めており、事業活動や雇用を通して、地域経済の中核的役割を担ってきました。その一方で、多くの中小企業には人材や資金、経営ノウハウなどが不足しており、商工会議所や商工会、金融機関等の関係団体と連携のうえ、人材の育成や資金調達、販路の拡大といった経営基盤の強化を支援していく必要があります。
- 人口減少や高齢化の進展に加え、インターネット等による通信販売の急速な伸長もあって、本市の小売業における販売額や売場面積、事業所数、従業員数は減少が続いています。また、地域の商店街では、経営者の高齢化による後継者不足や空き店舗の常態化もみられるなど、まちの活力や利便性の低下が懸念されています。
- 中心市街地は、まちの顔として、都市全体の魅力の発信やコミュニティ・文化活動の拠点としての役割を有していることから、その賑わいの創出に向けては、商業の振興をはじめ、事業所や教育・文化、医療・福祉といった様々な都市機能の集積を進めるとともに、居住人口の増加や交流の場・機会の充実を図るなどの総合的な取組みが必要とされています。



▲ であえーる岩見沢

部門別計画	岩見沢市中心市街地活性化基本計画（平成27(2015)～2019年度） 岩見沢市まちなか活性化計画（平成26(2014)～2023年度） 社会資本総合整備計画（平成27(2015)～2019年度） 暮らし・にぎわい再生事業計画（平成27(2015)～2019年度）
	岩見沢市都市計画マスタープラン(基本施策5-1)

10年後のめざす姿

- ▼中小企業の活発な事業展開を通じて地域経済が活性化しています。
- ▼魅力ある都市基盤と商業機能が整備され、中心市街地の賑わいが創出されています。

取組方針

① 中小企業の活性化と経営基盤の強化

- 中小企業の経営基盤強化と成長に向け、経済団体、金融機関、大学等と行政とが連携し、生産性向上や人材育成、創業、新分野進出、事業承継等の多様な経営課題に対する相談・支援・情報提供の充実を図るなど、総合的な中小企業振興策を推進します。
- 金融機関との協調による制度融資等を通じ、中小企業の円滑な資金調達を支援します。
- 商工会議所や商工会が地域経済を牽引する主導的役割を果たしていくことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域産業の振興に向けた取組みを連携して進めます。

② 中心市街地の活性化

- 空き店舗や空き地等を活用した新たな店舗等の創出や個店の魅力の向上、通り空間の景観形成などを通じ、回遊性の高い、魅力ある商店街づくりを進めるとともに、公共交通機関による中心市街地へのアクセスの確保と利用環境の向上を図ります。
- であえーる岩見沢等の交流拠点や地域資源を活用しながら、多様な世代の市民の交流や文化活動などが活発に展開される場や機会の創出を図ります。
- 市民のニーズに対応した住宅の供給や安全・安心で利便性・快適性の高い生活環境づくりを進めるとともに、創業支援や農業・観光との連携などによる就業機会の創出を通じ、まちなか居住とまちなか雇用の促進を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
商品販売額	1,364億円 (H26)	↗	小売業と卸売業を合わせた商品販売額
創業件数	14件 (H28)	↗	市の創業塾や相談窓口による「創業支援」を受けて創業した件数
歩行者（自転車）通行量	3,626人 (H29)	↗	中心市街地口の字4地点（駅前通・栄通・1条通・4条通）の歩行者等通行量の合計
まちなか居住人口	3,564人 (H29)	↗	中心市街地に居住する人口
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 3-3 新産業の創出と企業立地の推進

施策を取り巻く状況

- 活力ある都市づくりを実現するためには、新規または成長の期待される分野における企業誘致や創業を積極的に推進し、地域産業の付加価値を高めるとともに、若者の定住にもつながる魅力的な雇用を生み出すなど、経済の好循環につなげていくことが重要となります。
- そのためには、新たな社会のニーズを的確に見据えるとともに、「高度 ICT *基盤」や「食と農業」といった、地域の有する資源や強みを最大限に活かしながら、戦略的でスピーディーな取組みを進める必要があります。
- 本市では、他の自治体に先駆けて整備を進めてきた高度 ICT 基盤の活用による地域経済の活性化を目指し、その中核となる自治体ネットワークセンターをはじめ、テレワークセンターや新産業支援センター、IT ビジネスセンター、クラウド型データセンター*等の関連施設を官民共同で展開することにより、情報通信産業を中心とした企業の集積を進めています。
- 企業立地をめぐるっては、他都市との競争も激化する中、道央自動車道や鉄道網等による主要都市への交通アクセスの優位性を活かしながら、本市の強みや各種支援施策等を企業に提案するなど、戦略的な誘致活動を進める必要があります。



▲ テレワークセンター（コア棟）



▲ 新産業支援センター

部門別計画	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画 (平成29(2017)年9月～2022年度)
-------	--



用語解説

* ICT:10 ページ (情報通信技術 (ICT)) 参照

* データセンター: 顧客からサーバを預かり、通信回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。インターネットを通じてソフトウェアやデータの利用が可能な形態を一般に「クラウド型」という。

10年後のめざす姿

▼ ICTをはじめとする新規・成長分野における企業の立地・集積が進み、雇用の拡大や所得の向上など、地域への波及効果が生まれています。

取組方針

①新産業の創出支援

- 本市の優位点である高度 ICT 基盤や関連施設を最大限に活用し、情報通信産業に代表される新規・成長分野における創業や企業集積を推進することにより、新たな地域産業として定着を図るとともに、新技術の開発や高度化に向けた取組みを支援します。
- 企業や大学・研究機関等との協働により、例えば農業を軸とした「農」「食」「健康」の連動を図るなど、本市のもつ地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取組みを推進します。
- これらの取組みを通じ、内発された付加価値の高い製品・サービスが地域外で消費され、獲得した所得が地域内で流通する好循環を創出することにより、地域経済の活性化と持続的な発展を図ります。

②企業立地の推進

- 地域の特性や強みを活かしながら、企業のニーズに沿った支援策の提案や情報提供を行うなど、戦略的な企業誘致活動を展開します。
- 既存の進出企業に対しても、課題やニーズのきめ細やかな把握とその解決に努めることにより、市外への流出防止と再投資の促進へとつなげていきます。

指 標

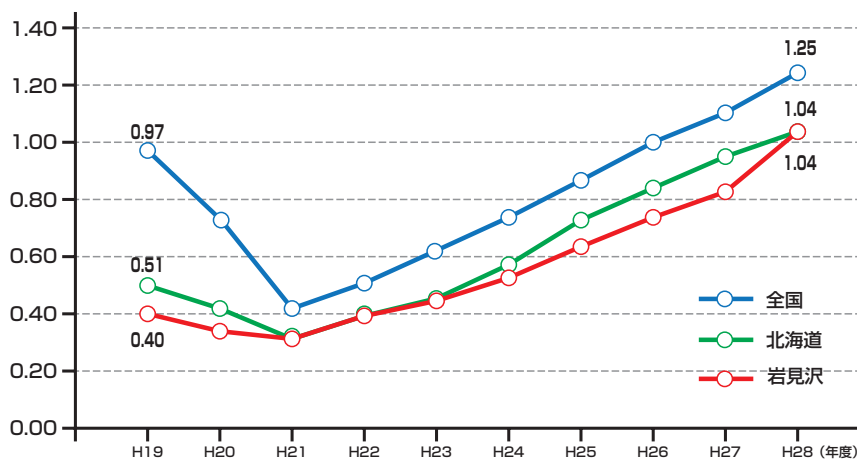
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
工業団地の新規立地企業数	新規	↗	工業団地の新規立地企業数
地域特性を活かす産業の集積や域内企業連携数	新規	↗	部門別計画（66 ページ掲載）において掲げる 4 分野への企業集積
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 3-4 雇用の拡大と就業環境の充実

施策を取り巻く状況

- 景気の緩やかな回復や人手不足感を背景として、雇用情勢は大きく改善をみせており、ハローワーク岩見沢管内の有効求人倍率も 1.0 倍を超える高水準が続いています。
- その一方で、希望に合った雇用形態や産業・職種が少ないこともあり、新規学卒者をはじめとする労働力が札幌市などに流出し、定住が進まない一因ともなっていることから、市内での就労を促す上でも、若者の求める魅力的な雇用を創出・拡充することが重要です。
- 企業の求める人材と求職者の希望する職種のミスマッチなどにより、技術系職種を中心とした人手不足が顕在化しています。企業や関係機関・団体とも連携しながら、職業訓練の充実や高齢者の活用等を図るなど、人材の安定的な確保を支援する必要があります。
- 急速な高齢化とこれに伴う人口減少により労働力人口*が減少していく中、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、働く意欲のあるすべての人の希望と適性に応じた就労機会が確保されるとともに、働きがいを持ちながら、安心して働き続けることのできる就業環境を実現していくことが求められています。

■有効求人倍率の推移（ハローワーク岩見沢管内）



※ハローワーク岩見沢の管轄区域は、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、浦臼町、月形町
 出典：北海道労働局「安定所別月間有効求人倍率（常用）」（各年度平均値）



用語解説

- ***労働力人口**：15 歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもので、働く意思と能力を持つ人の総数を表す。
- ***U/I ターン**：大都市圏の居住者が地方に移動する動きの総称。一般に、Uターンは出身地に戻ることに、Iターンは出身地とは別の地方に、Jターンは出身地に近い中都市等に移り住むことをいう。
- ***ワーク・ライフ・バランス**：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などでも多様な生き方を選択するなかで、仕事と生活の調和が実現されること。

10年後のめざす姿

▼希望するすべての人が、それぞれの能力を活かして職に就き、生きがいをもちながら働いています。

取組方針

①雇用機会の拡大

- 情報通信関連をはじめとする新規・成長産業の育成・集積や企業誘致を進めるとともに、新分野進出や創業への支援を行うことなどにより、若者にとっても魅力のある、多様で安定した雇用の創出と拡充を図り、UIJターン*や定住の促進へとつなげていきます。
- 働く意欲のあるすべての人が希望と適性に応じた職に就くことができるよう、ハローワークや関係機関と連携を図りながら、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、セミナーや研修会の開催などを通じ、就労機会の確保と職業能力の向上を支援します。
- 企業が求める人材の確保・育成やマッチングの支援に取り組むとともに、技術・技能系の職種を尊重する社会的機運の醸成に努めます。

②就業環境の充実

- 勤労者の生活の安定と向上が図られ、安心して意欲的に働き続けることができるよう、関係機関とも連携し、勤労者の福利厚生増進に対する支援に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス*の推進や労働環境の改善に向けた啓発を図ります。
- 高齢者の豊かな経験や技能を社会全体で活かしていくことができるよう、高齢者の雇用環境の整備やシルバー人材センターとの連携を通じ、意欲のある高齢者の就業機会の拡充や生きがいづくりを支援します。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
完全失業率	4.9% (H27)	↘	労働力人口のうち、完全失業者が占める割合
有効求人倍率	1.04倍 (H28)	↗	[有効求人数] ÷ [有効求職者数] ※ハローワーク岩見沢管内
就職件数	1,236人 (H28)	↗	ハローワークの職業紹介で就職した人数 (岩見沢に住所がある方)
市内高校の地元就職率	32.6% (H28)	↗	市内の高校に通う高校3年生の地元企業への就職率
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 3-5 地域資源を活かした観光の振興

施策を取り巻く状況

- 毎年 100 万人を超える多くの観光客が本市を訪れていますが、その 9 割以上を道内からの日帰り客が占めており、交流人口*の拡大を通じた賑わいの創出に向け、増加している外国人旅行者を含めた、道外からの観光誘客の拡大への取組みが求められています。
- 本市は、札幌市や新千歳空港に近接し、富良野・美瑛や旭川といった観光地に向かうルート上に位置しており、緑豊かな自然と景観のもと、北海道最大のバラ園をはじめ、メープルロッジや遊園地、ワイナリー、果樹園、さらには周辺自治体とともに石炭輸送と鉄道の要衝として発展した軌跡を遺す歴史・文化財*など、数多くの魅力的な地域資源に恵まれています。
- 本市では、「観光振興戦略」に基づき、岩見沢市観光協会が観光振興の総合的な役割（DMO）となって、着地型*・体験型観光の推進による観光入込客数の着実な増加を目指しています。そのためには、こうした地域資源を掘り起こし、磨き上げ、活用していくことを通じ、地域の価値や魅力を高めていくとともに、国内外への情報発信を強化するなど、「何度でも訪れたいくなる」地域づくりに向けた効果的な観光戦略が重要となります。



▲ ログホテル メープルロッジ



▲ 百餅まつり



▲ 宝水ワイナリー



▲ 野外音楽堂「キタオン」

部門別計画	岩見沢市観光振興ビジョン（平成23(2011)～2020年度） 岩見沢市観光振興戦略（平成27(2015)～2020年度）
-------	--



用語解説

* 交流人口：12 ページ参照 * 文化財：31 ページ参照

* 着地型（観光）：旅行者を受け入れる地域（着地）側の主導で企画される旅行商品や観光形態のこと。都市部の旅行会社が企画した「発地型」に対し、その地域ならではの観光資源を活かした体験や交流といった独自性が特徴。

* 都市イメージ：都市の魅力や個性、価値などから想起される、その都市に向けられる印象。

10年後のめざす姿

▼地域資源を活かした魅力的なまちが形成され、何度でも訪れたいと思う人が増えています。

取組方針

①観光資源の魅力向上

- 本市ならではの特色ある地域資源を活かし、周辺自治体とも連携を図りながら、新たな観光ルートや着地型・体験型の観光メニューの企画・開発により、地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加を図ります。
- メープルロッジを本市の観光戦略の拠点施設と位置づけ、滞在環境の向上や良質なサービスの提供に努めるとともに、周辺のスポットとも連動した効果的な利活用を推進します。
- 「食」「農」と観光とを結び付け、地元食材の活用による物産品の開発やレストランでの食事提供などへの取組みを進めるとともに、販路の拡大やブランド化を図ります。
- 百餅まつりを代表とするお祭りや野外音楽堂「キタオン」でのライブといったイベントの魅力の向上と充実を図り、市外からの誘客を推進します。

②観光誘客の推進

- 岩見沢市観光協会が観光地域づくりの中心となり、組織体制の強化やノウハウの蓄積を図りながら、「観光地を経営する視点」に立った戦略的な取組みを推進します。
- インターネットやマスメディア等の多様な媒体を活用し、本市の魅力を国内外に広く発信するなど、積極的な観光PRを展開します。
- 映画やテレビドラマ等の撮影を誘致・支援する「ロケーションオフィス」の取組みを進めることにより、都市イメージ*の発信強化と観光誘客の推進を図ります。

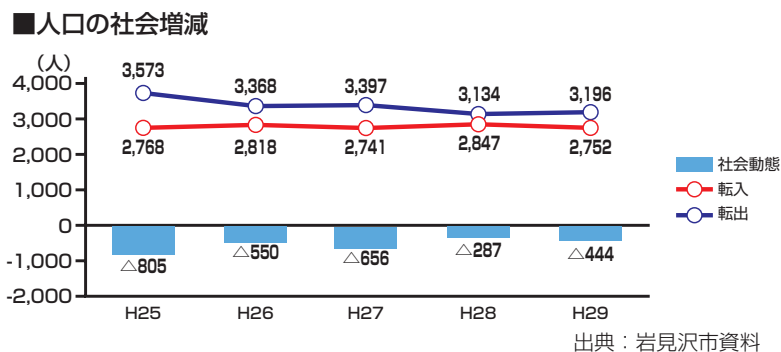
指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
観光入込客数	119万人 (H28)	↗	北海道観光入込客数調査要領に基づく観光入込客数
メープルロッジ宿泊者数	4,693人 (H28)	↗	メープルロッジに宿泊した人数
市内宿泊施設の稼働率	52.1% (H28)	↗	[1年間の延べ宿泊客数] ÷ [延べ宿泊定員合計 × 1年間] × 100
観光協会ホームページへのアクセス件数	91,376件 (H29)	↗	観光協会ホームページへのアクセス件数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 3-6 移住・定住の促進

施策を取り巻く状況

- 本市の総人口（国勢調査）は、平成7年の97,042人をピークとして減少に転じており、全国平均よりも先行して人口減少と少子高齢化が進行しています。
- 特に、生産年齢人口*の減少により、消費の縮小や地域活動の担い手の不足、社会保障費の増大や税収の減少等、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このため、若い世代を中心とした市内在住者の定着を図り、他の地域からの移住を促すことにより、地域の活力を持続・向上させていくことが重要となっています。
- 生涯の生活拠点として本市が選ばれるためには、安定した雇用、快適な居住環境、子育てしやすい環境、生活関連サービスの充実、交通の利便性の確保とともに、定住を望む市民や移住に関心をもつ方に対する相談・支援体制の充実や情報提供の強化など、移住・定住の促進に向けた総合的な施策を展開する必要があります。
- また、一人でも多くの方が本市を知り、興味や関心を持ち、選ばれ、誇りや愛着をもっていただけよう、まちのもつの多彩な魅力や地域資源、優位性などの都市イメージ*を戦略的かつ効果的に情報発信する「シティプロモーション」を推進していく必要があります。



部門別計画 岩見沢市シティプロモーション戦略（平成30(2018)～2019年度）



用語解説

*生産年齢人口：10ページ参照 *都市イメージ：70ページ参照 *交流人口：12ページ参照

10年後のめざす姿

▼移住・定住施策やシティプロモーションの取組みを通じ、人口減少が抑制され、まちが活気にあふれています。

取組方針

①移住・定住施策の推進

- 移住・定住の促進に向けては、就業、住環境、子育て、医療・福祉、交通体系、商業・サービス機能、雪対策といった広範な分野にわたり、本市の魅力や利便性等を高めていく取組みが必要となることから、これらの施策を総動員し、企業や関係機関とも協調しながら、総合的な移住・定住施策を推進します。
- 移住・定住に関心を持つ人のあらゆるニーズに対応できるよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

②シティプロモーションの推進

- 市民の視点だけではなく、市外居住者も含めた多くの方が本市への関心を高め、愛着や誇りを持っていただけるよう、ターゲットを明確にしたブランド戦略のもと、市民や関係団体、事業者とも一体となった「シティプロモーション」の取組みを推進します。
- 本市のもつ魅力や地域資源、特色のある施策等についての戦略的かつ効果的な情報発信を通じ、他市とは差別化された良好な都市イメージを高めていくことにより、多くの方から「選ばれるまち」として、移住・定住の促進や交流人口*の増加につなげていきます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
人口の社会増減数	▲ 444人 (H29)	↗	住民が市外に転出したり、他自治体の住民が市内に転入したりすることによる人口の増減
市外からの転入者数	2,836人 (H28)	↗	他自治体から市内に転入した住民の人数
推計人口と実際の人口の差	▲ 1,599人 (H27)	↗	[国勢調査における市の人口] - [人口ビジョンにおける推計人口]
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策3-7 国際・地域間交流の推進

施策を取り巻く状況

- 交通手段や情報通信技術の飛躍的な発達を背景として、国を越えての人や情報の移動と交流があらゆる分野で活発化し、身近な日常生活にまで国際化が浸透してきています。
- 本市では、姉妹都市である米国のポカテロ市やキャンビー市との間で、市民レベルでの交流が長きにわたって続けられています。次代を担う中高生を中心として、多文化理解や国際感覚が養われることにより、広い視野に立って国際化社会で活躍することのできる人づくりや国際化に対応したまちづくりへとつなげていくことが大切です。
- 本市には平成29年8月末時点で143人の外国人が居住しています。これに加えて、外国人旅行者の誘客を推進していることも踏まえながら、外国人にとって暮らしやすく過ごしやすいまちづくりに向けて、それぞれの文化を理解・尊重しながら交流を進めるとともに、公共サインへの案内表記への配慮といった生活・滞在環境の整備などにも努める必要があります。
- 友好自治体をはじめとする国内の他都市との交流により、本市の魅力の発信や再認識が行われ、新しい魅力の発見や活力あるまちづくりにつながることが期待されます。



▲ ポカテロ訪問団



▲ 中高生がキャンビー市を訪問



▲ 観光踊りに参加するポカテロ訪問団



▲ 市内の外国人による料理教室

10年後のめざす姿

- ▼次代を担う子どもたちが外国の言語や文化に触れ、多文化理解と国際感覚が養われています。
- ▼外国人にとっても暮らしやすく、過ごしやすい環境が整い、市民との交流を深めています。

取組方針

①国際交流と多文化共生の推進

- 姉妹都市との相互訪問や国際交流員を活用した国際交流事業の推進を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の多文化理解や国際感覚の醸成を図ります。
- 国際交流に取り組む市民団体と連携するとともに、その活動を支援することにより、市民レベルでの国際化を推進します。
- 公共施設や案内板等における外国語表記や情報提供の充実を図るなど、外国人の居住者や観光客が暮らしやすく過ごしやすい、共生のまちづくりを推進します。

②地域間交流の推進

- 友好自治体をはじめとする国内の他都市との市民レベルでの交流を深めることにより、交流人口*の増加や相互の地域活性化を推進します。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
中高生の姉妹都市交流事業参加者数	401人 (H28)	↗	S 60年度からの姉妹都市への派遣者数の累計
国際交流事業参加者数	150人 (H28)	↗	各種国際交流行事の参加者数の合計
市内の外国人居住者数	142人 (H29)	↗	外国人の住民登録者数の合計
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



*交流人口：12ページ参照

用語解説

基本目標 4 豊かな心と生きる力をはぐくむまち

基本施策 4-1 子ども・子育て支援の充実

施策を取り巻く状況

- 全国的に少子化が進行する中、本市においても出生数は年々低下し、合計特殊出生率*や年少人口*比率は全国平均を下回る状況にあります。
- また、都市化や核家族化、女性の働き方の変化といった複合的な背景により、子育て世帯の求めるニーズは多様化・複雑化しており、出産や育児に対する心理的・経済的な不安や負担を感じる家庭も増えています。さらには、子どもの貧困や障がい、児童虐待など、社会的な支援を必要とする子どもや家庭の問題も深刻な課題となっています。
- こうしたことから、希望する誰もが結婚・妊娠・出産に喜びや幸せを感じ、安心して子育てのできる環境をつくるとともに、すべての子どもが健やかに成長し、社会的に自立していくことができるよう、行政と地域、関係団体等が互いに連携しながら、地域全体で子どもの成長と子育てを支えていくことが求められています。
- 本市では、子ども・子育てプランに基づき、様々な事業を展開するとともに、こども・子育てひろば「えみふる」を中心に、いつでも気軽に相談や支援を受けられる環境を整備しています。



▲ こども・子育てひろば「えみふる」



▲ 常設型子育て親子ひろば「ひなたっ子」

部門別計画	岩見沢市子ども・子育てプラン（平成27(2015)～2019年度） 岩見沢市特定事業主行動計画（平成27(2015)～2019年度）
	岩見沢市教育大綱(基本施策6-2) 岩見沢市地域福祉計画(基本施策2-4)



* **合計特殊出生率**：22 ページ参照
* **年少人口**：人口統計で 15 歳未満の人口。総人口に占める割合を年少人口比率という。

用語解説

10年後のめざす姿

▼地域全体で子どもと子育てを支える環境が整い、子どもたちが健やかに成長しています。

取組方針

①安心して子育てできるまちづくり

- こども・子育てひろば「えみふる」を中心とした、子育てを支える環境の整備や相談体制の充実を図るとともに、常設型子育て親子ひろば「ひなたっ子」における交流など、地域との連携を推進します。
- 多様化する保育へのニーズに対応するとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育や延長保育、一時預かり等の保育サービスの充実を図ります。

②子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

- 学校や家庭、地域と連携し、子どもの遊びの場の確保や体験・交流活動の充実を図ることにより、社会全体で子どもの健全な成長を支えていく環境づくりを推進します。
- 貧困や障がい、児童虐待など、様々な理由により配慮が必要とされる子どもが地域の中で安心して生活し、成長していけるよう、適切な支援を行います。

③結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- よきパートナーとともに、よき家庭を築きたいと思える環境づくりを支援します。
- 妊娠・出産・育児にわたる母子保健（健診・相談・指導等）を充実するとともに、不妊・不育症治療費や子どもの医療費、保育料の助成等により、経済的負担の軽減を図ります。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、相談対応や就業・経済的支援を行います。

指 標

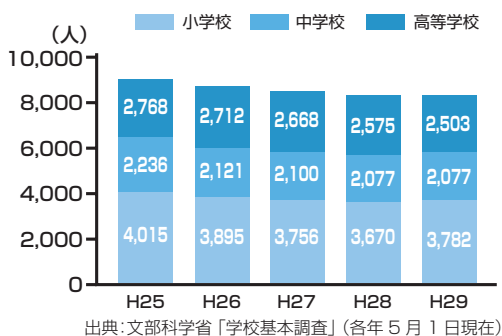
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
出生数	428人 (H29)	↗	出生届が提出された子どもの人数
子育てに関する相談件数	489件 (H28)	↗	えみふる構成部門が連携して対応した子育てに関する相談件数
子育て支援センターの利用親子組数	1,458組 (H28)	↗	子育て支援センター事業に参加した親子の数
乳幼児健康診査受診率	96.3% (H28)	↗	乳幼児健康診査対象児のうち、受診者の占める割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 4-2 学校教育の充実

施策を取り巻く状況

- 少子高齢化や情報化・国際化の進展といった時代の変革の中にあって、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育てていくことができるよう、一人ひとりの個性を活かし、能力を伸ばす学校教育の推進が求められています。
- 教職員の能力の向上や教育環境の充実を通じて教育の質を高めていくとともに、学校と家庭、地域との連携を一層強化していく必要があります。
- いじめや暴力などの問題行動や不登校への対応といった教育課題が社会問題化する中、本市においては、教育支援センターを中心とした教育相談環境の充実を図り、問題の未然防止や早期解決に取り組んでいます。
- 良好な教育環境のもとで質の高い教育水準を維持していくため、学校規模の適正化について検討を行うとともに、改築や長寿命化*改修による計画的な老朽化対策も必要です。
- 市立の緑陵高等学校では、地域に開かれた、活力と特色ある学校づくりに取り組んでいます。また、生徒一人ひとりの自己実現や地域に根ざした人材育成を支えるため、少子高齢化が進む中であっても、市内の公立高等学校 4 校の入学定員を維持していく必要があります。

■ 児童生徒数の推移



部門別計画	岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画(平成26～30年度)
	岩見沢市教育大綱(基本施策 6 - 2)



*長寿命化：12 ページ参照

用語解説

10年後のめざす姿

▼確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を身につけるとともに、生きる力を育み、郷土に誇りと愛着を持った児童生徒が育っています。

取組方針

①生きる力を育む教育の推進

- 創意工夫による授業の展開や教員の資質の向上により、確かな学力の定着と向上を図るとともに、国際理解教育や情報教育の推進など、社会の変化に対応した教育の充実に努めます。
- 学校生活を通じ、社会性や思いやりの心など、豊かな人間性を育むとともに、運動習慣の確立による体力の向上を図り、健やかな体を育成する教育を推進します。

②安心して学べる教育環境の充実

- 児童生徒数が減少する中、学校配置や規模の適正化に向けた取組みを進めるとともに、老朽化に対応した施設の計画的な改修等を行い、安全で良好な教育環境の構築を図ります。
- 教育支援センターを中心として、一人ひとりのニーズに応じた相談体制の充実に努めます。
- 障がい等のある児童生徒への適切な支援を通じ、その個性と能力を伸ばす教育を推進します。
- 家庭や地域住民との連携を深め、地域に開かれた教育環境づくりを進めます。

③特色ある高等学校教育の推進

- 緑陵高等学校では、地域社会の発展に貢献できる人材の育成に向け、教育活動の充実と学習環境の整備に努めることにより、活力と特色ある学校づくりを推進します。
- 市内の高等学校において、生徒の希望や特性が活かされ、地域に根ざした多様な教育環境が持続的に確保されるよう、市民や関係機関と一体になっての支援を進めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
全国学力・学習状況調査の平均正答率 (小・中学校別)	※1 (H29)	↗	全国学力・学習状況調査の平均正答率
全国体力・運動能力、運動習慣等調査 の総合評価(小・中学校別)	※2 (H29)	↗	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の総合評価のC以上の割合
不登校の児童生徒の割合 (小・中学校別)	※3 (H28)	↘	在籍児童生徒のうち、明確な理由がなく年間30日以上欠席した児童生徒の割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

※1：小(国語A75% B56%・算数A79% B46%) 中(国語A77% B72%・数学A67% B49%)

※2：小(男67.8%・女70.3%) 中(男56.3%・女70.4%)

※3：小0.3% 中2.5%

基本施策 4-3 生涯学習の振興と社会教育の充実

施策を取り巻く状況

- 社会の成熟化や高齢化社会の進展により、個人の生活の質の向上や余暇時間の増加が図られていく中で、生涯にわたる主体的な学びの機会を通じて自身の個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送りたいというニーズが増えてきています。
- 本市が平成 25 年度に開設した生涯学習センター「いわなび」は、市民の主体的な学習活動の拠点施設として年間延べ 10 万人以上の利用があり、供用前の旧三館（勤労青少年ホーム・空知婦人会館・働く婦人の家）と比べて大幅に増加しています。
- 図書館では、市民の様々なニーズや興味に対応した資料の充実や利便性の向上に努めることにより、読書活動の促進や学習支援を図っており、人口減少が進む中であっても、貸出冊数は概ね維持されています。
- 今後も、市民の多様な学習ニーズに対応するため、情報の提供や多様な学習機会の充実を図る必要があり、また、市民としても、その成果が地域に活かされるよう、得られた知識や技能などの学習成果を社会に還元させていくことが求められています。



▲ 絵本の読み聞かせ（図書館）



▲ いわみざわ市民大学における講義

部門別計画	岩見沢市社会教育中期計画（平成27(2015)～2019年度） いわみざわの子ども読書プラン（平成28(2016)～2020年度）
	岩見沢市教育大綱(基本施策6-2)

10年後のめざす姿

▼誰もが主体的に学ぶことのできる環境が整い、学習の成果がまちづくりなどに活かされています。

取組方針

①多様な学びの機会の提供

- 誰もがいつでも主体的に学ぶことのできるよう、生涯学習に対する市民のニーズの把握に努めながら、多様な学習機会の提供や情報発信を行います。
- 生涯学習により得られた成果を、市民がよりよいまちづくりや地域活動に活かすことのできるよう、交流の機会や環境づくりに努めます。
- 次代を担う若い世代を中心として行われる地域活動や交流の場づくりに関する自主的な取組みを支援することにより、社会の一員としての相互理解を促進するとともに、豊かな人間性や社会参加意識の醸成を図ります。

②学習環境の充実

- 生涯学習センター「いわなび」をはじめとする社会教育施設の適切な維持管理とサービスの充実に努めることにより、利便性の向上と利用の促進を図ります。また、これらの施設を拠点として、市民が主体的に行うサークルや学習活動の活性化を支援します。
- 図書館については、市民の多様なニーズに応じた適切な資料の収集・整理に努めるとともに、学校や関係団体、地域のボランティア等とも連携した事業やサービスを展開することにより、読書や学習活動に対する市民の関心の高揚を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市民大学及び高齢者講座の参加者数	270人 (H28)	↗	市民大学及び高齢者講座を受講した人の実数の合計
生涯学習センター「いわなび」利用者数	128,144人 (H28)	↗	生涯学習センター「いわなび」を利用した人の合計
市民1人当たりの図書貸出冊数	4.78冊 (H28)	↗	本館等の4図書施設における市民1人当たりの年間貸出冊数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 4-4 芸術文化・スポーツの振興

施策を取り巻く状況

- 芸術文化は、豊かな創造性や感受性を育み、市民の生活に潤いをもたらすものであり、優れた芸術文化に触れる機会の提供や情報発信、市民が気軽に活動できるような環境整備などを通じ、芸術文化のまちづくりを推進することには重要な意義があります。
- 地域の文化財*や伝統芸能*は、歴史や文化を伝え、郷土への誇りや愛着心を高めるものであることから、保存と活用に努めるとともに、次世代に継承していくことが重要です。
- スポーツは、体力の向上や健康の保持増進だけでなく、爽快感や達成感といった精神的充足や人と人とのつながりなど、心身両面に豊かさをもたらしてくれます。健康志向が高まりをみせる一方で、子どもが体を動かす機会の減少が指摘されるなど、スポーツに対する市民の様々なニーズがある中で、年齢や運動能力等を問わず、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが必要とされています。
- 北海道教育大学岩見沢校では、芸術とスポーツに特化した個性的な取組みが行われ、市内でも、その特色を活かした様々な事業やイベントなどが展開されています。今後においても、大学生を中心とした、地域の活性化に資する多様な活動への参画が期待されています。



▲ 和太鼓連絡協議会創作発表会



▲ 小学生バドミントン教室

部門別計画 岩見沢市教育大綱(基本施策6-2)



用語解説

*文化財：31 ページ参照
*伝統芸能*郷土芸能：31 ページ（郷土芸能）参照

10年後のめざす姿

- ▼優れた芸術文化に触れる機会や活動の場が整い、市民が心豊かに暮らしています。
- ▼市民の誰もがスポーツに親しむことにより、元気で健康に暮らしています。

取組方針

①芸術文化の振興

- 市民が優れた芸術文化を身近に親しむことのできる環境づくりに努めるとともに、市民による主体的な活動の推進や発表の機会の提供、活動を担う人材づくり等への支援を行うことにより、芸術文化の薫り高いまちづくりを推進します。

②文化財や郷土芸能の保存と継承

- 指定文化財の適正な保存・活用に努め、次世代につなげていきます。また、市民が郷土芸能*に触れる機会の創出や、指導者や後継者の育成といった保存・継承への取組みを支援します。

③スポーツの振興

- 誰もが気軽に年齢や目的、興味に応じてスポーツに親しむことができるよう、関係団体や学校、地域とも連携して、スポーツに触れる機会や場の提供、指導者の育成などを行うことにより、生涯スポーツの振興と競技力の向上を図ります。

④地域における大学との連携

- 大学のもつ豊かな人材と知的資源が、芸術文化・スポーツをはじめとする様々な分野で活かされるよう、市との連携事業や市民レベルでの交流を推進するとともに、学生が地域との関わりを深めることにより、まちの活性化につながるような取組みを支援します。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
「市民の文化祭」の参加者数	9,175人 (H28)	↗	「市民の文化祭」に出品・出演した人及び来場した人の合計
資料館及び指定文化財の利用者数	6,239人 (H28)	↗	資料館及び指定文化財を見学及び利用した人の合計
「体育の日」記念岩見沢市総合体育大会の参加者数	2,692人 (H28)	↗	総合体育大会で各競技に参加した人の合計
教育大との連携事業数	新規	↗	北海道教育大学岩見沢校と市との連携事業数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本目標 5 自然と調和した 快適で暮らしやすいまち

基本施策 5-1 魅力ある都市空間と快適な居住環境の形成

施策を取り巻く状況

- 人口減少と少子高齢化の進行により、日常生活を支える商業や交通サービスなどの都市機能が低下していくことが懸念されています。
- このため、都市拠点や日常生活拠点などに、それぞれに適した都市機能の集積や居住の誘導を進めるとともに、これらをつなぐ公共交通の利便性の向上を図るなど、持続可能な魅力ある都市空間の形成に取り組む必要があります。
- 本市では、平成 28 年度に改定した都市計画マスタープランにおいて、「コンパクト+ネットワークのまちづくり」「地域ブランディングの推進」「市民協働・公民連携によるまちづくり」を目指すべき方向性として掲げ、将来に向けた都市構造の再構築を進めています。
- 住宅をめぐるっては、耐震化による安全性の確保や、人口減少と少子高齢化の進行に伴い増加の見込まれる空家等対策など、良好な住環境の形成に向けた総合的な取組みが求められています。また、市営住宅については、老朽化した建物が多くを占めており、計画的な更新や長寿命化*等を図る必要があります。



▲「まちなかで子育て」を目指して新築された市営住宅（2条団地）

部門別計画	岩見沢市都市計画マスタープラン（平成18(2006)～2025年度） 岩見沢市住宅マスタープラン（平成21～30年度） 岩見沢市公営住宅ストック総合活用計画（平成21～30年度） 岩見沢市公営住宅等長寿命化計画（平成21～30年度） 北海道地域住宅計画（平成18年度～(平成29年10月改正)）
	岩見沢市耐震改修促進計画(基本施策1-1)



用語解説

*長寿命化：12ページ参照

*ライフサイクルコスト：施設等の生涯にかかる、企画・設計から建設、維持管理・運営、修繕、事業終了・解体までに要した総費用のこと。

10年後のめざす姿

- ▼都市機能が集約された利便性の高いまちが形成され、市民が快適に生活しています。
- ▼安全で良質な住宅の整備や供給が進み、市民が快適に生活しています。

取組方針

①魅力ある都市空間の構築

- 人口減少と少子高齢化の進行を見据えながら、公共・公益的施設のほか、医療・福祉や商業・業務系といった都市機能の集積を誘導するとともに、安全・安心で良好な住環境の確保や公共交通ネットワークの形成を進めることにより、市街地における利便性の向上を図ります。
- 本市の特性である豊かな緑や自然環境、歴史・文化といった地域資源を大切にし、市街地に近接する大規模緑地や歴史的資源も活用した街並みや景観の形成などに努めることにより、まちへの親しみや魅力、住みよさの向上を図ります。

②安全で快適な住まいの実現

- 市営住宅については、人口動向や民間の供給状況などを踏まえながら、更新や長寿命化改修、維持管理等による適正な配置を計画的に進めることにより、ライフサイクルコスト*の縮減を図ります。
- 安全な住まいづくりに向け、関係団体等との連携による民間住宅の耐震化の支援や相談・啓発活動の充実に努めます。
- 空家等対策については、移住者向けの居住等への有効活用や流通の促進を図るとともに、良好な住環境を維持するため、管理不全な状態にある空家等の所有者等に対して必要な措置を講ずるよう促すなど、適切な管理に努めます。

指 標

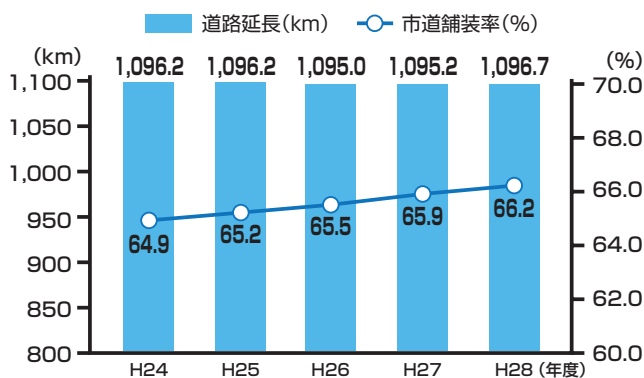
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
用途地域内の未利用宅地面積	245万㎡ (H27)	↘	用途地域内の未利用宅地面積
市営住宅入居率	84.9% (H28)	↗	市営住宅管理戸数のうち、入居戸数の割合
市営住宅の自動給油設備の設置戸数	760戸 (H28)	↗	市営住宅で自動給油設備を有する戸数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 5-2 快適な道路環境の確保

施策を取り巻く状況

- 道路は、市民生活や経済活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害時には避難や復旧における重要な機能を担うものです。
- 都市の骨格を形成する幹線道路については、広域的な交通網や活力ある都市機能を形成する基盤となることから、国や道とも連携し、計画的な整備を進める必要があります。
- 身近な暮らしを支える生活道路については、地域住民との合意形成を通じた理解と協力を得ながら、安全性や利便性の維持・向上に努める必要があります。
- 本市の道路延長は 1,097km にも及び、橋梁も 450 橋を有しています。経年による劣化が進行している箇所も多く、今後も増加が予想されていることから、適正な維持管理により、安全で快適な道路環境の確保に努めるとともに、予防保全的対応（損傷が少ないうちから計画的に行う修繕）への転換によるコスト削減に向けた取組みも必要とされています。

■市道の状況



出典：国土交通省「道路施設現況調査」

部門別計画	岩見沢市道路整備5箇年計画（平成26～30年度） 岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画（平成24(2012)～2021年度） 岩見沢市幹線市道舗装修繕計画（平成26(2014)～2023年度） 岩見沢市道路照明灯修繕計画（平成28(2016)～2020年度） 岩見沢市個別施設点検計画（平成26～30年度）
	岩見沢市都市計画マスタープラン(基本施策5-1)

10年後のめざす姿

▼安全で快適な道路網が形成され、市民生活や経済活動の利便性が向上しています。

取組方針

①道路網の整備

- 都市計画マスタープランや道路整備計画に基づき、中長期的な財政見通しを踏まえながら、国や道とも連携のうえ、都市の骨格を形成する幹線道路の整備や地域に身近な生活道路の環境の向上を計画的に進めます。
- 歩行者や自転車にとっても安全で安心な道路環境の形成に努めます。

②安全で快適な道路環境の維持

- 主要な道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図ります。
- 橋梁については、計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架替えにかかるコストの縮減を図ります。
- 道路の維持管理の効率化とコストの縮減を図るとともに、温室効果ガス*の削減による環境負荷の低減に寄与するため、道路照明のLED*灯への切替えを計画的に進めます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市道舗装率	66.2% (H28)	↗	舗装された道路延長の割合
街路灯におけるLED照明設置基数	344基 (H28)	↗	街路灯のうち、LED照明を設置（又は取替）した基数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



用語解説

***温室効果ガス**：太陽熱を大気中に封じ込めて、地表を暖める働きがあるとされているガスの総称。二酸化炭素やメタンなど。

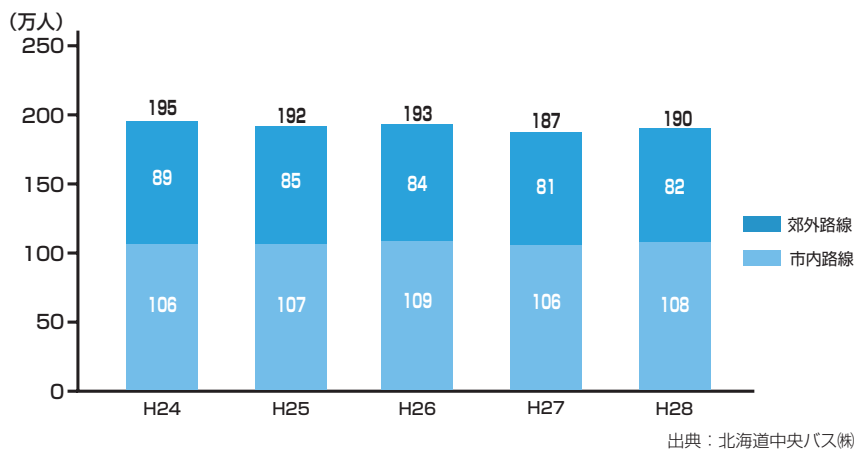
***LED**：45 ページ参照

基本施策 5-3 公共交通の利便性の向上

施策を取り巻く状況

- 高齢化の進展等により、何らかの移動手段を必要とする市民が増えていくことが予想される中、「地域の足」となる路線バスや鉄道などの公共交通の役割は今後ますます重要となります。
- しかし、車社会の進展や市街地の拡大等を背景とした自家用車への依存が進み、公共交通機関の利用者数は減少が続いています。交通事業者の経営環境も厳しさを増す中であって、人口減少も見据えた公共交通体系の維持・確保は、大きな地域課題となっています。
- 市内を運行するバス路線については、「地域公共交通再編実施計画」に基づく公共交通の再編の一環として、平成 29 年 10 月に経路・ダイヤの全面的な見直しを行い、運行の効率化と利便性の向上を図っています。
- 交通事業者や関係機関との連携・協力のもと、将来にわたって利用することのできる、広域を含めた総合的な公共交通体系の確立を図るとともに、市民一人ひとりが公共交通の担い手であるという意識を持って、利用の促進に努めることも求められています。

■市内を運行する路線バス利用者数の推移



部門別計画	岩見沢市生活交通ビジョン（平成27年度～） 岩見沢市地域公共交通網形成計画（平成28(2016)～2020年度） 岩見沢市地域公共交通再編実施計画（平成29(2017)～2020年度）
	岩見沢市都市計画マスタープラン(基本施策5-1)

10年後のめざす姿

▼快適で利便性の高い公共交通体系が形成され、多くの市民が通勤や通学、通院、買い物などに公共交通機関を利用しています。

取組方針

①地域公共交通体系の再構築

- 交通事業者等と協調しながら、利用者のニーズを踏まえた、効率的かつ利便性の高いバスの運行体制を確保していきます。
- コンパクトなまちづくりの実現に向け、中心市街地内での移動の利便性を高めるための取組みを進めていきます。
- 公共交通の利用が困難又は不便な交通空白等の郊外地域において、地域の拠点や中心市街地へのアクセスを確保するため、新たな公共交通の導入や既存の交通体系の再構築についての検討を進めていきます。
- 公共交通の持続的な利用を確保するとともに、環境負荷の低減と健康増進を図るため、自家用車への依存から、公共交通や徒歩、自転車を利用する生活スタイルへの転換を市民に促していきます。

②広域的な公共交通の維持

- 広域的な人の移動や物流を支える JR 函館線と室蘭線について、地域住民や関係自治体と連携・協力しながら、将来にわたる輸送体制の維持・確保に努めるとともに、利用の促進を図っていきます。

指 標

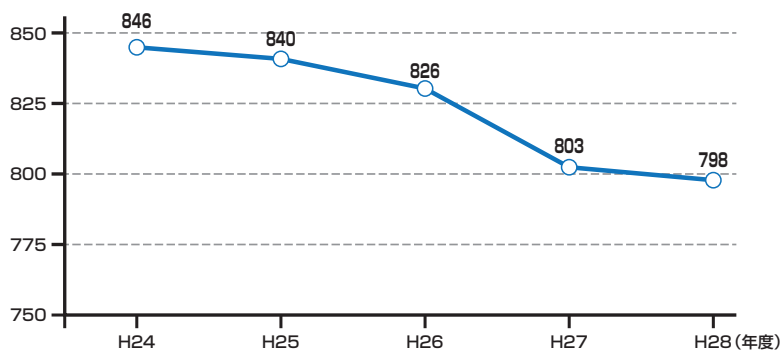
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市内路線バス利用者数	114万人 (H28)	↗	バスの市内線に乗車した人数（1乗車を1人として計上）
JR 利用者数（岩見沢駅）	9,084人 (H26)	↗	JR 岩見沢駅における1日の乗降者数
公共交通を利用する市民の割合	新規	↗	市民アンケートによる
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 5-4 上下水道の適正な運営

施策を取り巻く状況

- 上水道は、日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフライン*であり、災害等の非常時においても安定的な水の供給を確保できるよう、危機管理体制を強化するとともに、老朽化が進む水道施設の計画的な更新と適正な維持管理に努める必要があります。
- 下水道は、市民の健康で快適な生活環境を支える都市基盤として、河川等の公共水域*の水質の保全や、降雨時の浸水被害の防止といった多面的な役割を果たしており、今後も老朽化した下水道施設の計画的な改築や長寿命化*に取り組みながら、適正な維持管理に努める必要があります。また、環境負荷の低減に向けた取組みとして、下水処理の過程で発生する下水道資源（下水汚泥・消化ガス）の有効活用を推進する必要があります。
- 公共下水道以外のし尿処理施設として文向台衛生センターを設置していますが、2019年度からは南光園処理場での共同処理に移行することとしています。
- 人口減少に加え、節水機器の普及や節水意識の高まりもあって、本市の水道使用量は減少傾向にあります。さらに効率的な事業運営を進めることにより、健全経営を維持していかなければなりません。

■年間給水量の推移



出典：岩見沢市資料

部門別計画	岩見沢市地域水道ビジョン（平成23(2011)～2020年度） 岩見沢市下水道中期ビジョン（平成22(2010)～2019年度） 送・配水管整備10カ年計画（平成21～30年度） 岩見沢市公共下水道事業計画（平成25～30年度） 岩見沢市公共下水道事業長寿命化計画(南光園処理場)（平成26～30年度）
	一般廃棄物処理基本計画(基本施策5-6)



* **ライフライン**：水道や電気、ガス、電話など、現代社会において日常生活に不可欠な設備・経路のこと。
 * **公共水域**：31ページ参照 * **長寿命化**：12ページ参照

用語解説

10年後のめざす姿

- ▼安全で良質なおいしい水道水が供給されています。
- ▼生活排水処理が適切に行われ、快適な環境が守られています。

取組方針

①良質な水の安定供給

- 安全で良質な水を安定して供給するため、水質の保全に努めるとともに、老朽化した水道施設を計画的に更新し、適正な維持管理や長寿命化を推進します。
- 災害等の緊急時における市民のライフラインを確保するため、管路の耐震化を計画的に進めるとともに、迅速な応急給水や復旧活動を行うことができるよう、他の自治体や関係機関との連携を図りながら、危機管理体制の強化に努めます。

②生活排水の適切な処理

- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化、耐震化を計画的に進めるとともに、適正な維持管理に努めます。
- 循環型社会の形成に向けて、水処理の過程で発生する下水汚泥の肥料化など、下水道資源の有効活用を推進します。
- し尿や浄化槽汚泥については、南光園処理場に整備する受入施設での共同処理を推進することとし、その円滑な移行と運営に努めます。

③上下水道事業の健全な経営

- 上水道及び下水道事業について、計画的・効率的な運営やコストの縮減に努めることにより、将来にわたって安定的な経営基盤を維持していきます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
基幹管路の耐震適合率	29.55% (H28)	↗	$[\text{基幹管路耐震適合管延長}] \div [\text{基幹管路延長}] \times 100$
公共下水道水洗化率	98.45% (H28)	↗	$[\text{水洗化人口}] \div [\text{処理区域内人口}] \times 100$
水道有収率	82.86% (H28)	↗	配水量に対して、水道料金の対象となった水量の割合
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 5-5 緑豊かなまちづくりの推進

施策を取り巻く状況

- 本市は、利根別原生林をはじめとする丘陵地の自然や、幾春別川の清流の緑と石狩平野に続く広大な田園地帯を背景として、豊かな緑が広がる恵まれた自然環境にあり、市街地においても、公園・緑地や街路樹などの多くの緑に囲まれています。
- 市民憲章『わたしたちは、生き生きとした緑の中の岩見沢市民です』にも掲げているように、多くの市民が本市の緑豊かな自然環境に誇りや愛着を感じており、市民意識調査においても、まちの優位点として最も高い評価がなされています。
- 本市には 198 箇所の都市公園と 13 箇所の農山村地域公園があり（平成 28 年度末現在）、市民の憩いの場所として親しまれているとともに、いわみざわ公園・バラ園は貴重な観光資源ともなっています。
- 近年、老朽化した公園施設が増加し、雪害による破損も増えていることから、適切かつ計画的な維持管理により、快適な環境の保持と利用者の安全確保に努める必要があります。また、人口減少と高齢化の進行を見据えた公園の機能の見直しや、周辺的环境に適合した街路樹のあり方についても検討が必要とされています。



▲ いわみざわ公園内のバラ園



▲ 利根別原生林

部門別計画	岩見沢市緑の基本計画（平成18(2006)～2025年度） 利根別原生林基本計画（平成28(2016)～2021年度） 岩見沢市公園施設長寿命化計画（平成26(2014)～2023年度）
	岩見沢市都市計画マスタープラン(基本施策5-1)

10年後のめざす姿

▼緑が活かされた岩見沢らしい景観が形成され、市民やまちを訪れる人にも安らぎや潤いをもたらしています。

取組方針

①緑の街並みと自然環境の保全

- 利根別原生林や東部丘陵地域などの丘陵地の自然環境を保全するため、必要な環境整備を行うとともに、市民が緑や自然に親しむ機会の創出と利用の促進に努めます。
- 市街地における緑の骨格をなす街路樹の適切な整備・更新と維持管理に努めることにより、その保全を図ります。
- 庭先や玄関先、店先などで小さな緑を増やし、緑を身近に感じることでできるような取組みを市民とともに展開することにより、緑による街並み景観の形成やバラの街並みづくりを推進します。

②公園・緑地の機能再編と適正管理

- 人口減少と高齢化の進行に伴う公園・緑地への市民のニーズの変化を踏まえ、遊具等の集約化や公園ごとの機能分担など、地域の特性に応じた機能の見直しに取り組みます。
- 公園施設の適正かつ計画的な維持管理や長寿命化*対策を推進することにより、利用者の安全の確保とライフサイクルコスト*の縮減を図ります。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市民1人当たりの都市公園面積	42.30㎡ (H28)	↗	[開設都市公園面積] ÷ [行政区人口]
年1回以上、公園・緑地を利用する市民の割合	新規	↗	市民アンケートによる
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



用語解説

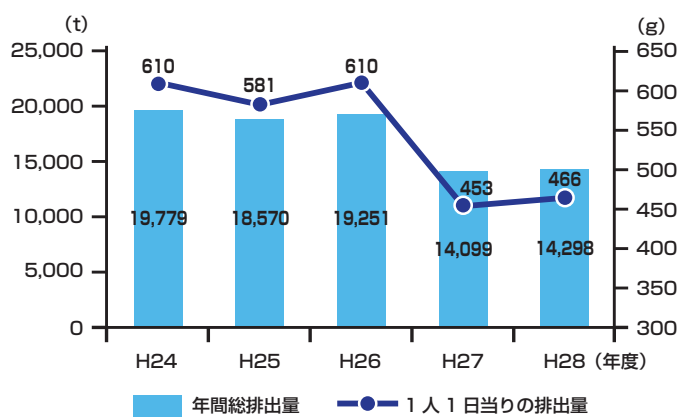
*長寿命化：12ページ参照 *ライフサイクルコスト：85ページ参照

基本施策 5-6 環境の保全と循環型社会の形成

施策を取り巻く状況

- 地球温暖化*の進行や生態系の破壊など、地球規模での環境問題が深刻化していく中において、私たち市民一人ひとりが自ら環境問題の当事者であるという意識を持ち、環境に配慮した行動を実践することが求められています。
- 地球環境を保全し、良好な生活環境を維持していくため、省エネルギーの推進や再生可能エネルギー*の導入などによる温室効果ガス*の排出抑制に努めるとともに、環境汚染や公害の発生の防止に向けた取組みを進める必要があります。
- 本市では、「ごみ処理三原則（ごみの減量・再生利用・自然にやさしい処理）」を掲げ、ごみの減量化や再資源化を推進しており、家庭系一般ごみの排出量が減少傾向にあるなど、市民の意識は確実に高まっています。
- 平成 27 年には、新しいごみ処理施設「いわみざわ環境クリーンプラザ」を開設するとともに、分別区分の変更とごみ有料化を開始しました。今後においても、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築に向けて、市民や事業者とも連携・協力しながら、ごみの発生の抑制や再利用の推進、適正処理等に引き続き取り組む必要があります。

■家庭系一般ごみの推移



出典：岩見沢市資料

部門別計画	岩見沢市新エネルギービジョン（平成15年度～） 岩見沢市省エネルギービジョン（平成22年度～） 第8期岩見沢市分別収集計画（平成29(2017)～2021年度） 一般廃棄物処理基本計画（平成29(2017)～2026年度） 一般廃棄物処理実施計画(毎年度策定・更新) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)（平成30年度～）
-------	--



用語解説

*地球温暖化：10 ページ参照 *再生可能エネルギー：10 ページ参照 *温室効果ガス：87 ページ参照

10年後のめざす姿

▼環境保全への意識が高まり、市民の誰もが環境に配慮して行動することにより、良好な生活環境が保たれています。

取組方針

①環境保全活動の推進

- 市民や事業者、関係団体と連携しながら、環境保全活動の展開や啓発・学習機会の充実に努めることにより、環境保全に対する市民の意識を高めるとともに、環境負荷の低減に向けた実践的行動へとつなげていきます。
- 地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進の啓発や機器導入に対する支援に取り組みます。また、公共施設等における省エネルギー化を推進します。
- 地球環境の保全と市民の安全・安心な生活環境の維持のため、大気、水質、騒音、振動、悪臭等の状況を適切に把握することにより、環境汚染や公害の防止に努めます。

②循環型社会の形成

- ごみの減量化や再利用、再利用の推進により、資源循環型社会の構築を目指します。
- 地域住民や関係団体と連携した啓発活動や小中学生などを対象とした環境教育を実施することにより、ごみの減量化に対する市民の意識の高揚を図ります。
- 資源ごみの分別排出の徹底や集団資源回収の推進、リサイクルステーションの設置などによる再生利用を推進し、限りある資源の有効活用を図ります。
- 町会・自治会の協力を得ながら、ごみの排出方法の周知とマナーの向上を図ることにより、不適正排出の防止に努めます。また、不法投棄の防止に向けた監視体制を強化します。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
太陽光発電システム導入補助件数	6件 (H28)	↗	岩見沢市太陽光発電システム導入補助金交付要綱に基づく補助件数
家庭系一般ごみの市民1人1日当たりの排出量	466g (H28)	↘	$\frac{[\text{家庭系一般ごみ排出量}(\text{g})]}{[\text{住民基本台帳人口}] \div [\text{年間日数}]}$
家庭系廃棄物の資源分別率	88.9% (H28)	↗	資源ごみとして適正に分別排出された割合
集団資源回収実績	2,791t (H28)	↗	雑誌・新聞紙・アルミ缶等の集団資源回収量
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 5-7 地域情報化の推進

施策を取り巻く状況

- 本市では、全国の自治体に先駆けて公共施設等を結ぶ自営光ファイバ網をはじめとする高度 ICT *基盤を整備し、ICT の利活用を通じた「市民生活の質の向上」と「地域経済の活性化」に向けた取組みを推進しています。
- あらゆるものがインターネットを介してつながり、新たな価値を創造する IoT *の実用化の時代を迎える中、ますます多様化する地域課題を解決するためにも、社会の様々な分野における ICT の効果的な利活用が不可欠であり、産学官民*にわたる多様な主体との協働により、IoT や AI *等の導入も含めた様々な施策を横断的に展開していくことが求められています。
- 本市では、光ファイバと無線の併用による公設民営型インターネットアクセスサービスにより、ブロードバンドサービス*を利用できない地域におけるデジタルデバインド*の解消を進め、平成 21 年度には高速通信網の世帯カバー率 100%を実現しました。
- しかしながら、ICT の分野では技術革新が絶えず進んでいることから、例えばスマート農業*の本格化を見据えた圃場向けの移動型アクセスの導入など、将来の動向も視野に入れた基盤整備を継続的・計画的に進めていくことも必要とされています。



▲ 自治体ネットワークセンター



▲ スマート農業



用語解説

- * ICT : 10 ページ (情報通信技術 (ICT)) 参照
- * IoT : Internet of Things (モノのインターネット) の略。あらゆるモノがインターネットを通じてつながり、情報がやり取りされることにより、新たな価値が創造されるという考え方。
- * 産学官民 : 31 ページ (産学官) 参照
- * AI : Artificial Intelligence (人工知能) の略。一般に、学習・推論・判断といった人間のもつ知的能力をコンピュータ上で実現させる技術のことをいう。
- * ブロードバンドサービス : 光ファイバなどの高速で大容量の通信回線を提供するサービスのこと。
- * デジタルデバインド : 10 ページ (情報格差) 参照
- * スマート農業 : 62 ページ参照
- * オープンプラットフォーム : コンピュータ上の基礎部分 (プラットフォーム) について、広く多様な主体が参画してソフトウェアやデータを作成・活用できるように構築していこうとする考え方のこと。

10年後のめざす姿

▼社会のあらゆる分野で ICT の活用が進み、市民や企業がその恩恵を享受しています。

取組方針

①地域情報化の推進

- 産業、教育・子育て、健康・医療・福祉、防災・安全・安心といった様々な分野における地域課題を解決するとともに、市民生活の利便性を高めていくため、ICT の利活用による横断的な施策の展開を図ります。
- 産学官民の多様な主体が参画した地域コミュニティの協働によるオープンプラットフォーム*の形成を推進することにより、IoT や AI に代表される新しい仕組みを取り込みながら、地域における ICT のさらなる利活用を促進します。
- 絶えず進行する技術革新に的確に対応していくため、新たなネットワーク環境の形成やセキュリティの強化といった、高度 ICT 基盤の機能をさらに高めていく取組みについても、計画的な推進を図っていきます。

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
ICT の利活用状況 (市民生活の質の向上)	新規	↗	生活面における ICT 利活用機能件数及び利用数 (教育、医療、健康等)
ICT の利活用状況 (経済活性化)	新規	↗	経済活動面における ICT 利活用件数及び利用数 (農業、ヘルスケア等)
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本目標 6 市民とともに創る 持続可能で自立したまち

基本施策 6-1 開かれた市政の推進

施策を取り巻く状況

- 市民参加と協働によるまちづくりを進めるためには、市民との情報共有が不可欠であり、市は、市民が市政に関する情報を知り、意見を表明し、提案することのできる権利を保障するとともに、市民の意見を反映した市政運営を進めることが求められています。
- そのため、本市においても、広報誌やマスメディア、公式ホームページといった多様な媒体・手段を活用した広報の充実に努めています。特に、スマートフォンの普及により、インターネットによる広報の重要性はますます高まっており、その速報性を活かし、必要な情報をいつでもどこでも誰もが簡単に入手できるよう、迅速、的確でわかりやすく情報を発信していくことが必要です。
- また、市民の意見や要望などを市政に反映させていくための仕組みづくりとして、広聴活動を充実するとともに、市民と市が意見交換を行う場や、市民が市政に提言することのできる機会を拡充していくことも重要となります。
- さらに、岩見沢市情報公開条例に基づく情報公開制度の適正な実施を通じて、市政の透明性の確保と行政としての説明責任を果たしていく必要があります。



▲ 広報いわみざわ



▲ 情報公開コーナー（本庁舎）



用語解説

- * **SNS** : Social Networking Service の略。人と人のつながりの構築や促進を支援するインターネット上のサービスのこと。
- * **パブリックコメント** : 行政が法令や計画などの施策を策定する際、市民に案を広く公表して意見を求め、その内容を考慮して意思決定を行う制度。
- * **ワークショップ** : ここでは、さまざまな立場の人々が集まって自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく場をいう。

10年後のめざす姿

▼行政情報が適切に発信・公開されるとともに、政策形成の過程に市民が主体的に参画しています。

取組方針

① 広報活動の充実

- 市政に関する情報や市民が必要とする情報をわかりやすく提供するため、広報いわみざわをはじめ、多様な媒体の活用による効果的な情報発信を行います。
- 誰もが必要な時に必要な情報を容易に入手できるよう、インターネットによる情報発信を拡充するとともに、SNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの新たな手法の積極的な活用に努めます。

② 市民参画による政策形成

- 市民の意見を市政に反映させるための広聴活動の充実を図るとともに、市の施策を市民に直接説明し、意見交換をする機会を積極的に確保します。
- 各種審議会等の委員の公募やパブリックコメント*、ワークショップ*の実施などにより、市政への市民参加を促進し、市民の意見を施策に反映させていきます。

③ 情報公開の充実

- 市が保有する情報について、岩見沢市情報公開条例に基づく適切な開示を行うことにより、市の説明責任を果たし、公正で開かれた市政を推進します。
- 文書の作成・管理を適正に行うとともに、各種行政情報の収集を進め、情報公開コーナーの配架資料の内容の充実に努めます。

指 標

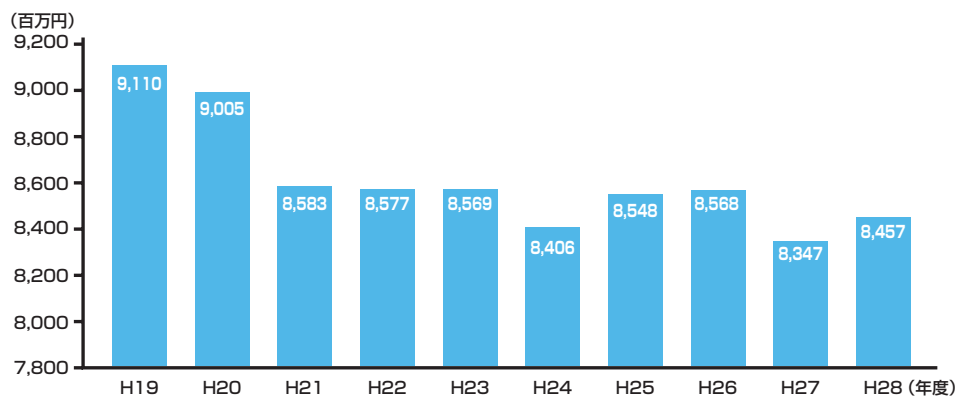
指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市ホームページのページビュー数	131,570頁 (H29)	↗	岩見沢市ホームページの閲覧されたページ数の累計
パブリックコメントの実施件数	4件 (H28)	↗	市の施策の案等について意見公募を行った件数
市政相談件数	1,771件 (H28)	↗	市政に関する相談件数
情報公開コーナー配架資料数	3,960件 (H29)	↗	情報公開コーナーの配架資料の合計件数
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる

基本施策 6-2 持続可能な行財政基盤の確立

施策を取り巻く状況

- 一連の地方分権改革*が進展する中、住民に最も身近な行政主体である市町村が自主性と自立性を高め、持続可能な行政運営を確立することが求められています。
- 生産年齢人口*の減少に伴う税収の減少や高齢化の進展による扶助費*の増加等により、本市の財政状況は今後ますます厳しさを増してくることが予想されています。
- こうした中、多様化するニーズに的確に対応し、市民サービスをさらに向上させるためには、安定した財政基盤のもと、最小の経費で最大の効果を上げる組織づくりに努めるとともに、「選択と集中」により限られた経営資源を効率的・効果的に活用するなど、行財政改革に向けた不断の取組みを続けていく必要があります。
- 公共施設の老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期の到来が見込まれています。人口減少や少子高齢化に伴う施設需要の変化も見据えながら、施設の維持管理や更新、統廃合による適正配置等の計画的な推進により、財政負担の軽減と平準化を図る必要があります。
- 空知管内の中心都市として、管内自治体との連携による広域的な地域課題の解決に向けた取組みを推進することにより、圏域の一体的な振興と発展に努めることが求められています。

■市税の推移



出典：岩見沢市調査



用語解説

*地方分権改革：10ページ参照 *生産年齢人口：10ページ参照 *扶助費：12ページ参照
* ICT：10ページ（情報通信技術（ICT））参照

10年後のめざす姿

- ▼多様化する市民ニーズに的確に対応した組織体制の構築や事務事業の見直しにより、市民満足度の高い行政運営が行われています。
- ▼計画的で健全な財政運営が行われています。

取組方針

①市民サービスの充実

- 多様化する市民ニーズの把握に努めながら、窓口サービスの充実やICT*を活用した新たなサービスの展開等により、市民の視点に立った質の高い行政サービスを提供します。

②効率的・効果的な行政運営の推進

- 施策・事務事業の成果の検証と見直しによる「選択と集中」を進めることにより、市民のニーズに即した効率的で効果的な行政運営を実現します。
- 総合的な行政運営や防災等の拠点となる市役所庁舎について、機能等の充実に努めます。

③組織運営の最適化

- 複雑化・高度化する行政課題にも的確に対応できる機能的な組織運営の確立と職員の資質・能力の向上を図るとともに、計画的な定員管理に努めます。

④健全な財政運営の確保

- 中長期的な視点に立った健全で計画的な財政運営に努めることにより、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。
- 適正かつ公平な課税を行うとともに、収納率の向上に努めます。

⑤公共施設の適正配置

- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化、施設の適正配置等を実現するため、公共施設マネジメントの取組みを進めます。

⑥広域行政の推進

- 空知管内や南空知圏域の各自治体との連携のもと、広域的な行政課題の解決や地域振興に向けた取組みを進めます。

部門別計画	岩見沢市行政改革大綱(平成25(2013)～2022年度) 岩見沢市職員定員管理計画(平成25(2013)～2022年度) 岩見沢市中長期財政計画(平成25(2013)～2022年度) 岩見沢市公共施設等総合管理計画(平成28(2016)～2045年度) 空知中央地域新市建設計画(平成18(2006)～2020年度) 岩見沢市過疎地域自立促進市町村計画(平成28(2016)～2020年度) 岩見沢市総合戦略(平成27(2015)～2019年度) 岩見沢市教育大綱(平成30年度～)
-------	---

指 標

指 標 名	現状値	方向性	指 標 の 説 明
市職員数	1,247人 (H29)	↘	市職員数(4月1日現在)
経常収支比率	94.2% (H28)	↘	毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合
財政力指数	0.384 (H28)	↗	標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する市税等の割合を示す指標
実質公債費比率	5.9% (H28)	↘	借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさ
将来負担比率	44.9% (H28)	↘	地方公共団体の一般会計の借入金(市債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度
市税収納率(現年度課税分)	98.80% (H28)	↗	$\frac{[\text{市税収入額(現年度課税分)累計}]}{[\text{市税現在調定額(現年度課税分)}]} \times 100$
市税収納率(滞納繰越分)	25.09% (H28)	↗	$\frac{[\text{市税収入額(滞納繰越分)累計}]}{[\text{市税現在調定額(滞納繰越分)}]} \times 100$
公共施設の総床面積	62万㎡ (H28)	↘	各公共施設の延床面積の合計
施策に対する市民の満足度	新規	↗	市民アンケートによる



▲ 岩見沢市役所 本庁舎



第6期 岩見沢市総合計画 2018 ▶ 2027

1 策定体制

市民

総合計画策定市民会議

市内各界各層の代表や公募市民により構成され、計画の内容について審議を行いました。

パブリックコメント

新しい総合計画を市民の皆さんと一緒に検討するため、パブリックコメントを実施し、ご意見・ご提案をいただきました。

市民ワークショップ

公募による参加者 24 人で、岩見沢市の将来像やまちづくりについて自由に話し合いました。

グループインタビュー

様々な分野で活躍されているグループや団体にお集まりいただき、自由な意見交換を行いました。

市民意識調査

無作為抽出した 18 歳以上の市民 1 万人を対象にまちづくりに関するアンケート調査を実施しました。

まちづくり団体意識調査

市内でまちづくり・ボランティア活動等に組み込む各種団体に、まちづくりに対するご意見をうかがいました。

意見・提案

情報共有

市議会

総合計画・
地方創生
特別委員会

報告
協議
情報共有

市長

総合計画策定本部
└ 専門部会
└ 事務局

2 主な策定経過

年 月 日	項 目	内 容	
平成28年	7月 19日	サマーレビュー	次期総合計画の策定体制・スケジュール等の報告
	10月26日	総務常任委員会(市議会)	
	11月 7日	総合計画策定本部の設置	
	11月14日	市民意識調査の実施(～11月30日)	調査対象:18歳以上の市民1万人 回収率:32.7% 結果公表:平成29年6月
	11月28日	第1回 総合計画策定本部会議	
平成29年	1月18日	第1回 市民ワークショップ	テーマ「いわみざわの“強み”と“弱み”」
	2月 1日	第2回 市民ワークショップ	テーマ「“強み”を活かす。“弱み”を逆手に」
	2月13日	第1回 グループインタビュー	「女性のネットワークいわみざわ」構成団体(14人)の意見を集約
	2月15日	まちづくり団体意識調査の実施(～3月)	調査対象数:68団体 回収率:69.1% 結果公表:平成29年6月
		第3回 市民ワークショップ	テーマ「まちづくりの“キーワード”と“キャッチフレーズ”」
	4月19日	第4回 市民ワークショップ	テーマ「子どもが元気ないわみざわ【子ども・子育て】」
	5月10日	第5回 市民ワークショップ	テーマ「からだも心もいつまでも若々しく【健康づくり】」
	5月19日	第1回 総合計画・地方創生特別委員会	
	5月24日	第6回 市民ワークショップ	テーマ「公共施設の課題を掘り下げる【公共施設】」
	6月12日	第2回 総合計画策定本部会議	
	6月22日	第2回 総合計画・地方創生特別委員会	
		第2回 グループインタビュー	緑陵高等学校生徒(6人)の意見を集約
	6月30日	総合計画策定市民会議の設置	
	8月 4日	第3回 総合計画策定本部会議	
	8月18日	第3回 総合計画・地方創生特別委員会	
	8月25日	第3回 グループインタビューの実施	市内の青年団体(3人)の意見を集約
	8月31日	第1回 総合計画策定市民会議	
	9月21日	第2回 総合計画策定市民会議	
	10月24日	第3回 総合計画策定市民会議	
	10月25日	総合計画策定本部専門部会(～11月2日)	基本計画を策定するためのヒアリング
	11月 1日	基本構想(素案)に対する意見募集の実施(～11月14日)	9人から38件の意見 結果公表:平成30年1月
	11月22日	第4回 総合計画策定市民会議	
	11月29日	第4回 総合計画・地方創生特別委員会	
12月25日	第5回 総合計画策定市民会議		
平成30年	1月24日	第5回 総合計画・地方創生特別委員会	
	1月29日	第6回 総合計画策定市民会議	
	2月 1日	基本計画(素案)に対する意見募集の実施(～2月14日)	6人から19件の意見 結果公表:平成30年3月
	2月23日	第6回 総合計画・地方創生特別委員会	
	2月26日	第7回 総合計画策定市民会議	
	3月23日	第8回 総合計画策定市民会議	市民会議から市長へ答申書を提出
	3月26日	第7回 総合計画・地方創生特別委員会	
		第4回 総合計画策定本部会議	
3月29日	第6期 岩見沢市総合計画の決定		

3 岩見沢市総合計画策定市民会議

- 設 置：平成 29 年 6 月 30 日
- 期 間：平成 29 年 8 月 31 日～平成 30 年 3 月 23 日
- 委 員：15 人

[委員名簿]

※敬称略・委員五十音順
所属団体等：平成 29 年 8 月現在

役 職	参加者氏名	所属団体等
会 長	堀 利 幸	岩見沢市総合戦略等推進委員会 会長
副 会 長	東 海 林 公 子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議 代表
委 員	石 垣 紀 明	岩見沢市町会連合会 会長
委 員	小 川 恭 子	公募市民
委 員	梶 田 法 作	公募市民
委 員	齋 藤 淳	公募市民
委 員	高 松 孝 行	岩見沢市社会福祉協議会 会長
委 員	竹 田 園 子	北海道教育大学岩見沢校 准教授
委 員	武 田 豊	岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会 委員長
委 員	中 路 美 幸	健康と福祉を高める市民会議 代表委員
委 員	仁 志 正 樹	岩見沢市観光協会 会長
委 員	畑 孝 子	公募市民
委 員	松 浦 淳 一	岩見沢商工会議所 会頭
委 員	松 本 雄 介	岩見沢青年会議所 理事長
委 員	宮 崎 義 恵 子	岩見沢文化連盟 副会長

[審議経過]

回	開催年月日	審議内容
1	平成 29 年 8 月 31 日	総合計画の策定に係る取組みについて
2	9 月 21 日	序論・基本構想（原案）について
3	10 月 24 日	序論・基本構想（素案）について・基本計画の策定について①
4	11 月 22 日	基本計画の策定について②
5	12 月 25 日	基本計画の策定について③
6	平成 30 年 1 月 29 日	基本計画（素案）について
7	2 月 26 日	総合計画（素案）について
8	3 月 23 日	総合計画（案）について・総合計画に関する答申書の提出



【答申書】

岩見沢市総合計画に関する答申書

岩見沢市まちづくり基本条例に基づく総合計画の策定に当たり、平成29年8月31日に本市民会議の委員に委嘱された私たち15名は、これまでに8回の会議を開催し、慎重に協議を重ねてきました。その結果に基づき、以下の通り意見を付して答申します。

平成30年3月23日

岩見沢市長 松野 哲 様

岩見沢市総合計画策定市民会議 会長 堀 利 幸
副会長 東海林 公 子

1 総合計画の名称 『第6期岩見沢市総合計画』

2 総合計画策定に当たって

総合計画は、岩見沢市の部門別計画すべての基本となり最上位に位置づけられる計画であり、長期展望に立つ行政運営の指針であります。少子高齢化が進む中で、すべての市民の幸せに向け、また人口減少に歯止めをかけながら岩見沢市の活力ある未来への道を拓く長期計画でもあります。

本市民会議では、その基本に立って岩見沢市の現況と課題、現計画の評価、市町村合併の検証などを確認するとともに、策定に当たっての「1万人アンケート」や策定中における「パブリックコメント」などの市民意向を踏まえながら協議を進めてきました。

各委員からは、現況や課題に対する鋭い視点に立った未来に向けての積極的な発言が交わされ、その成果が反映された基本構想と基本計画をここに取りまとめることができました。

3 総合計画の構成

(1) 基本構想

① 基本的視点

- 視点1 市民主体による協働のまちづくり
- 視点2 地域特性を活かした魅力あふれるまちづくり
- 視点3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

② 将来の都市像

『人と緑とまちがつながり ともに育み未来をつくる 健康経営都市』

③ 施策の大綱

6項目の基本目標のもと、32項目の基本施策とその大綱を定めた。

(2) 基本計画

32項目の基本施策のもと、81項目の取組方針とこれに基づく推進項目を立て、整合性に留意しながら体系的に整理した。

なお、個別・具体的な意見や提案については、関連する取組方針の中で包括的な位置付けを図ってきた。

4 答申に当たって

10年先の情勢をどうとらえて計画し、行政運営するかはいつの時代も困難であったと思われます。5期に亘って策定されてきたこれまでの総合計画と変わりなく、今回も将来を見越す難しさは同じでした。

特にICT・ロボット・人工知能(AI)の進化は著しく、その影響が仕事のしかたや身近な日常生活に関わるニュースも日々報道されるなど、ワークライフバランスの観点からも、市民の暮らし方や考え方が大きく変化していくことが予想されます。

このような状況のなかで、「総合計画はまちづくりの道しるべ」として、行政が堅実に役割を果たすことを期し、市民目線で施策のあり方に向き合い協議して参りましたが、これからの社会情勢は予測を超えるスピードで著しく変化し、市民の市政への期待や要望も変わっていくと思われますので、その状況を的確に把握し、機に応じ弾力的に計画の推進に当たることを求めます。

なお、各委員からは協議の過程で様々な意見が交わされていますので、今後の行財政運営の中で適切に反映されていくことを希望します。

4 市民ワークショップ

■期間：平成29年1月18日～平成29年5月24日

■開催回数：6回

■参加者数：24人

※敬称略・五十音順

参加者氏名		
岩崎 清治	齋 藤 淳	二ツ川美恵子
岩端 浩太	佐藤 恭二	的場 博美
蝦名 純子	杉本 宏之	三上 澄子
加藤 純子	伊達 裕史	宮崎 元
金山 美津子	舘田 直樹	宮村 雅幸
栗田 健	田邊 光彦	村井 美保子
小林 奈美枝	中野 かほる	柳谷 崇裕
近藤 貴美	中山 富美子	吉田 昭広

5 グループインタビュー

■期間：平成29年2月13日～平成29年8月25日

■開催回数：3回

■参加者数：23人

※敬称略・五十音順

第1回 女性団体			所属団体：平成29年2月現在
参加者氏名	所属団体	他所属団体	
小笠原千伊子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議	岩見沢母子寡婦福祉会 男女共同参画いわみざわ	
河合 文子	岩見沢更生保護女性会	男女共同参画いわみざわ	
河合 泰子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議		
川村 友枝	男女共同参画いわみざわ		
蔵田 愛子	岩見沢交通安全母の会	男女共同参画いわみざわ	
小林 タモツ	岩見沢市保健推進会	男女共同参画いわみざわ	
東海林 公子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議		
高橋 美智子	岩見沢家庭生活カウンセラークラブ		
棚田 百合子	男女共同参画いわみざわ		
寺林 貴美子	国際ソロプチミスト岩見沢		
長澤 聖子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議		
永沼 興子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議	岩見沢市地域活動連絡協議会	
中村 成子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議	岩見沢家庭生活カウンセラークラブ	
佛田 チヨ	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議	国際ソロプチミスト岩見沢 男女共同参画いわみざわ	

※敬称略・五十音順

第2回 高校生				在籍：平成29年6月現在
参加者氏名	在籍	参加者氏名	在籍	
荒井紗央里	緑陵高等学校3年	小林紅葉	緑陵高等学校3年	
伊藤天摩	緑陵高等学校3年	千葉健悟	緑陵高等学校2年	
紅露きさら	緑陵高等学校3年	山岡琴音	緑陵高等学校3年	

※敬称略・五十音順

第3回 青年団体			所属団体・役職：平成29年8月現在
参加者氏名	所属団体	役職	
柿本 有恒	岩見沢青年会議所	庶務担当理事	
白戸 良典	岩見沢二世会	副会長	
松本 雄介	岩見沢青年会議所	理事長	

岩見沢市民憲章

昭和 43 年 5 月 5 日
制定

(前章)

わたしたちは、生き生きとした緑の中の岩見沢市民です。

岩見沢は、雄大な石狩平野にのぞみ、たくましい開拓の精神に生き、伸びゆく産業、交通の中心のまち、かおり高い文化のまちとして、未来に大きな夢と願いをもっています。

わたしたちは、このまちに住むことに誇りをもち、品性豊かな市民となるため、こころをあわせて市民憲章をさだめます。

(第 1 章)

心とからだをきたえ、たのしく明るいまちにしましょう。

(第 2 章)

木や花を愛し、親切で住みよいまちにしましょう。

(第 3 章)

ひとに迷惑をかけず、進んできまりを守るまちにしましょう。

(第 4 章)

仕事に誇りをもち力をあわせて豊かなまちにしましょう。

(第 5 章)

未来に夢をもち、知性と若さにあふれたまちにしましょう。

岩見沢市まちづくり基本条例

(関係条項のみ抜粋)

平成 26 年 12 月 19 日
条例第 29 号

(総合計画)

第 14 条 市長は、将来を見据えた市政運営を行うため、最上位の計画として総合計画を策定しなければなりません。

2 市長等は、総合計画に基づいて政策を実施しなければなりません。

岩見沢市総合計画策定本部設置要綱

平成 28 年 11 月 7 日
訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 岩見沢市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、全庁体制による取組を推進するとともに、全庁的な合意形成及び効率的な連絡調整を図るため、岩見沢市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
 (2) その他総合計画を策定するに当たり必要と認められること。

(組織)

- 第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、飯川副市長をもって充てる。
 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
 4 本部長は、会務を総理する。
 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

- 第4条 本部長、副本部長及び本部員の任期は、総合計画の策定が完了するまでとする。

(会議)

- 第5条 策定本部会議は、本部長が必要に応じて開催し、本部長が議長となる。

(意見等の聴取)

- 第6条 本部長は、必要があると認めるときは、策定本部会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

- 第7条 策定本部は、施策分野別の調査及び検討を行うため、施策分野毎に専門部会（以下「部会」という。）を置く。
 2 部会の部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

- 第8条 策定本部及び部会に事務局を置き、その庶務は、企画財政部企画室において処理する。

(補則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

天野副市長
教育長
総務部長
企画財政部長
健康福祉部長
環境部長
農政部長
経済部長
建設部長
水道部長
北村支所長
栗沢支所長
教育部長
市立総合病院事務部長
消防長

岩見沢市総合計画策定市民会議設置要綱

平成 29 年 6 月 30 日

告示第 105 号

(設置)

第 1 条 岩見沢市まちづくり基本条例（平成 26 年条例第 29 号。以下「まちづくり基本条例」という。）第 14 条第 1 項の規定により、市の最上位の計画として位置付けられる総合計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、岩見沢市総合計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次の事項に関する検討を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 総合計画の基本構想に関すること。
- (2) 総合計画の基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、市内関係団体等から推薦を受けた者及び公募に応じた市民（ここでいう市民とは、まちづくり基本条例第 2 条第 1 号に規定する市民をいう。）のうちから市長が委嘱する。

3 委員のうち公募による市民は、4 人以内とする。

4 委員の公募は、市長が別に定める手続により実施し、委員を選出するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日から当該委員の委嘱に係る総合計画が決定された日までの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、委員の意見を聴いた上で、必要に応じ、関係者に会議への出席を要請することができる。

(庶務)

第 7 条 市民会議の庶務は、企画財政部企画室において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

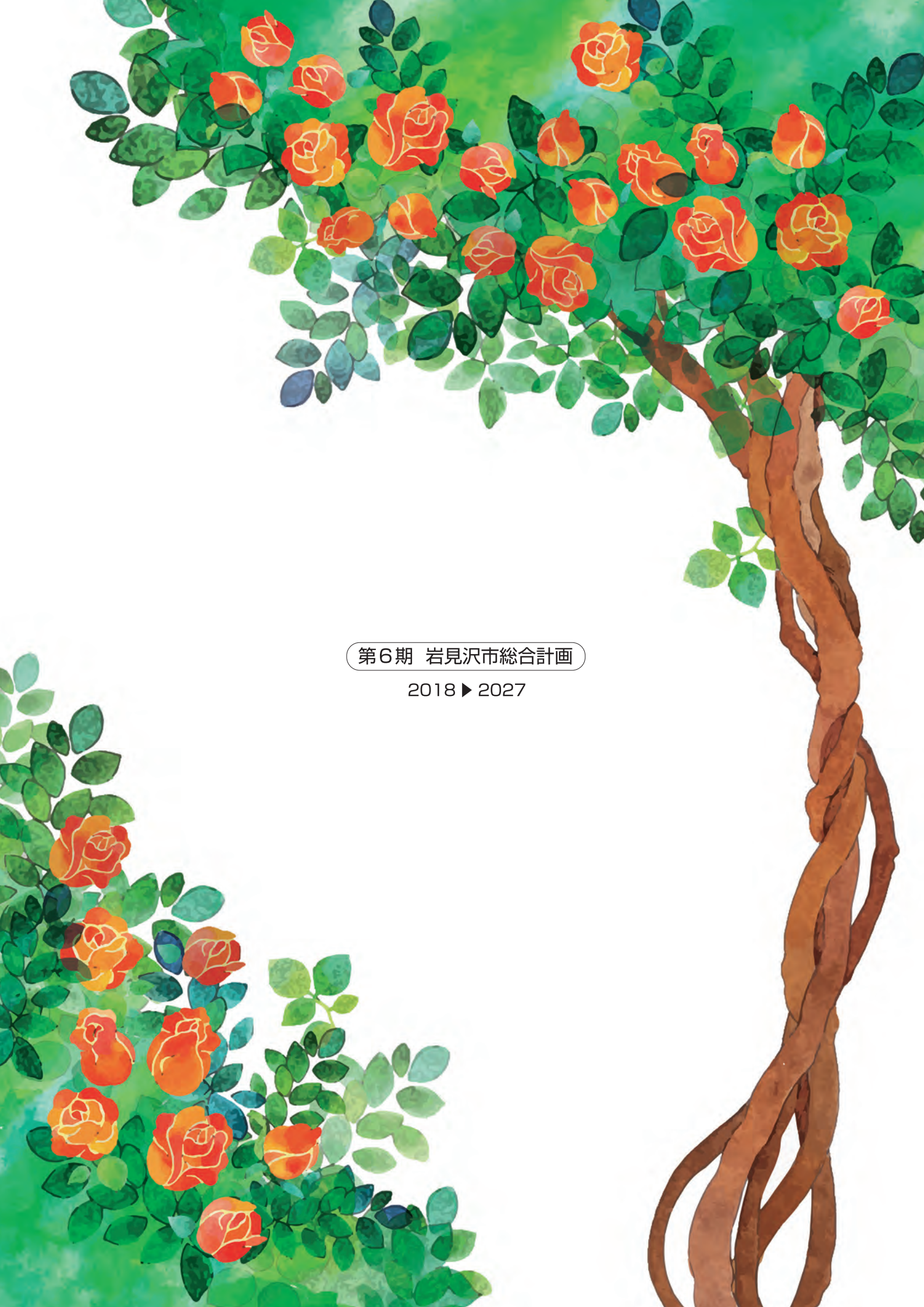
附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第6期 岩見沢市総合計画

発行 岩見沢市
〒068-8686
北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
TEL 0126-23-4111 (代表)
FAX 0126-23-9977
<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>

発行年月 平成30年3月
企画・編集 企画財政部企画室
表紙原画 北海道教育大学 岩見沢校(2018年修了) 佐藤佳奈子



第6期 岩見沢市総合計画

2018 ▶ 2027